

# ホーフエルトの義務と特権・自由（3・完）

——義務論理と行動論理による再定義——

三 本 卓 也\*

## 目 次

1. 問題の所在
2. 前提としての4つの標準体系
3. 許可の強弱をめぐる諸説 (以上, 335号)
4. 行動論理とは (以上, 348号)
5. 行動論理を用いたホーフエルト解釈
6. 若干の考察 (以上, 本号)

## 5. 行動論理を用いたホーフエルト解釈

「強い許可」と「弱い許可」とを区別する1つの方法は、行動の「省略」という概念を用いることである。本稿では先の4.で、行動論理がこの概念をどう定式化しているかについて概観した。しかし本稿の問題関心からすれば、この概念——そして、それによる「強い許可」と「弱い許可」の区別——を、ホーフエルト解釈の文脈で、どのように応用できるかが気になるところである。そこで以下では、ホーフエルト解釈に行動論理を導入する試みのうち、この方向性をとる見解を中心に検討したい。具体的には、まず、行動論理を用いたホーフエルト解釈の議論状況を概観し、本稿で注目するアプローチの特徴を示す(A., B.)。その上で、同アプローチの代表的論者であるカンガー(C., D.)と、その発展形であるリンダール(E., F.)の分析を比較検討する。最後に、主要な論点について考察し

---

\* みつもと・たくや 立命館大学非常勤講師

(G., H.), それにもとづく本稿での試論 (I.) を述べる。

### A. ホーフエルト解釈に行動論理を導入する諸説

本稿では1.で、ホーフエルトの分析が義務論理の先駆とも評されることにふれた<sup>557)</sup>。同様に行動論理についても、ホーフエルトの分析がその萌芽と評されることもある<sup>558)</sup>。しかし、ホーフエルト自身の分析に含まれる行動論理の側面は、少なくとも公理系としては提示されていない。この点を明確化したのが、S・カンガー<sup>559)</sup>やA・R・アンダーソン<sup>560)</sup>による一連の業績である。そしてその後、両者の基本発想を継承し発展させた分析が登場する。カンガーの系統ではL・リンダール<sup>561)</sup>やI・ポーン<sup>562)</sup>らが、アンダーソンの系統ではP・マロック<sup>563)</sup>やF・フィッチ<sup>564)</sup>らがその代表である。本稿では、このうち前者の系統——その中でも、特にカンガーとリンダール（以下、両者の体系を特に区別する必要がない場合は、K-Lと略記する）の分析——に焦点を当てる（後者の系統については6. B.でふれる）。以下ではまず、K-Lの意義を理解するために、上記の諸説に共通する点と、その中でカンガーの系統を際立たせている特徴とを示しておこう。

---

557) 前掲注18を参照。

558) BELNAP ET AL. 2001, 19.

559) 本稿が依拠する文献として、前掲注298を参照。

560) ホーフエルトを扱う論考として、Anderson 1962とAnderson 1971がある。その行動論理における位置づけとして、BELNAP ET AL. 2001, 20も参照。

561) 本稿が依拠する文献として、前掲注299を参照。

562) ポーンの可能世界意味論については4.G.で検討した(F<sub>3</sub>'説)。特にホーフエルトに言及する箇所として、PÖRN 1970, 46も参照。なおポーンの分析では、K-Lと異なり、反復適用された行動演算子——ポーンはこれを「影響関係 (influence relations)」とよぶ——が中心となる。Id. at 17fを参照。このため本節では、ポーンの分析については除外することにした。

563) Mullock 1971; Mullock 1974; Mullock 1975, 75f. いずれも、アンダーソンの行動演算子を踏襲している。

564) Fitch 1967. 同論文での体系の詳細について、Fitch 1963も参照。

まず共通点であるが、第 1 に、何らかの行動演算子を採用すること。先に、義務演算子についての命題説が、ホーフエルト自身の分析から離れることを指摘したが (2.D.)、行動演算子を併用すれば、この問題がある程度解決すると思われる。もっとも第 2 に、その行動演算子の内容はいずれも命題であり、行為名説に立つものはない<sup>565)</sup>。本稿では  $F_1$  説 (4.E.) や、その延長である  $F_2$  説 (4.F.) の検討を通じて、行動論理においても単純な命題説 ( $F_3$  説) では不十分であることを示唆した。この理解が正しければ、ホーフエルトの分析を再定式化する際にも、行為名説の視点が重要となるはずである。ただし同時に述べたように、本稿では、この論点については指摘のみにとどめたい。第 3 に、行動演算子を用いる帰結として、各説とも、行動の省略という概念を明示しないまでも、それと両立しうる体系となっている。行動の側面を義務演算子から切り離し、別の演算子で表す場合、その内部否定 (行動演算子を  $D$  で表せば、 $D_i \neg p$ ) と外部否定 ( $\neg D_i p$ ) とが必然的に区別される。私の理解では、このうち前者は狭義の、後者は最広義の省略を表している (4.D. を参照)。これらの概念は、許可の強弱の区別必要性 (本稿の冒頭で示した、批判 3) に応答する上での 1 つの鍵となるが、上記の各説はいずれも、この解決策と同じ方向性にあるといえる<sup>566)</sup>。第 4 に、これは義務演算子の特徴であるが、各説とも、 $O$  と  $P$  の相互定義 (本稿の標準体系や  $F_3$  説では、 $D1$ ) と  $O_p \supset P_p$

565) 特に、以下を参照。Anderson 1962, 40; Kanger & Kanger 1966, 88; LINDAHL 1977, 42 (カンガーに賛成), 67-68; Mullock 1971, 158-60; PÖRN 1970, 4-5 (もっとも *id.* at 2 では、 $D$  演算子の読み方の 1 つとして「 $i$  が  $p$  する ( $i$  does  $p$ )」もあげている)。なお Anderson 1962, 43 の表中では、ホーフエルト自身 (2.D. を参照) と異なり、義務や特権の内容も命題 (that 節) で表しており興味深い。

566) さらに、そもそもホーフエルト自身がすでに「省略」を意識していたとみる余地もあるかもしれない。この事情については、三本 2007, 155 n.5 を参照。ただし私は同所で、反対語を行動演算子の内部否定とみるアンダーソンの見解ではなく、外部否定と解するマロックの見解に賛成した (同旨として、Kramer 1998, 8 n.1 も参照)。しかしこの考察は、当該箇所テキスト解釈としてはともかく、行動演算子の内外の否定を区別する意義を見落としており、現在の私から見れば不十分である。

(2.B.の T3) を肯定する<sup>567)</sup>。

他方で、K-L やポーンの分析には、その他の論者たちにはない独自の要素がある。最大の特徴は、法的諸概念（たとえば、権利・義務・特権）を分析するにあたり、以下の3段階を区別する点である。

- (i) 根本概念
- (ii) 単独型
- (iii) 原子型（または、基本型）

ここでの「単独型 (simple type)」と「原子型 (atomic type)」は、カンガーの用語である<sup>568)</sup>。後述するように、リンダールは、原子型に代えて「基本型 (basic types)」の語を用いる<sup>569)</sup>が、基本は同じである（本稿では、両者を区別せずに用いる）。なおリンダールは、(ii)と(iii)の間に位置する「義務的基礎連言 (deontic basic conjunctions)」<sup>570)</sup>を明示的に区別する。この点を考慮すれば全体で4層構造ともいえるが、論旨は実質的に同じである。

K-L の分析がこれら3層からなるとすれば、ホーフエルト自身やアンダーソンらの分析は(i)と(ii)のみの2層構造といえる。このため K-L の分析は、他と比較すると、かなり複雑なものになっている。しかし、その基本発想を理解するのは難しくない。ごく簡単にいえば、まず(i)は、標準体系でいえば「プリミティブ」に相当する概念である（K-L は「Shall」を用いる。本稿でのOに相当）。これは、ホーフエルトの分析では、第1階層

567) このうち前者への疑問を3.D.で述べた。また後者については、三本2007, 156 n.9を参照。

568) Kanger & Kanger 1966, 86-90, 90-96. なお、ポーンもこの用語法を採用している。PÖRN 1970, 18を参照。

569) LINDAHL 1977, 123f. なおリンダール自身は、カンガーのいう単独型に相当する用語を明示していない。*Id.* at 86を参照。本文で後述する「義務的基礎連言」は、単独型から導かれる概念であり、厳密には単独型そのものではない。

570) LINDAHL 1977, 85f.

の4概念のうち1つ(たとえば、義務)を根本として選び出すことに相当する。他方で(ii)は、(i)を用いてその他の諸概念を定義することである。ここで定義される諸概念はホーフエルトのいう4概念にほぼ相当するが、その内容について、「…する」か「…しない」かが明確に区別される<sup>571)</sup>(よって、第1階層だけで $4 \times 2 = 8$ 概念となる)。そして(iii)では、ある同一の内容について、どのような法的地位がありうるかを分析する。ここでの法的地位とは、(ii)の諸概念について、論理的に可能な組み合わせをすべて列挙したものである。これをホーフエルトの分析に当てはめれば、その数は、以下で示すように9概念となる。

もっとも、K-Lの分析では行動論理が導入されるため、(ii)と(iii)における法的諸概念の数はさらに増える。以下では、まずホーフエルトの分析をもとに、(i)~(iii)のそれぞれの意味を、より明確に示しておこう。その後、K-Lの分析の検討に進みたい。

## B. 根本概念, 単独型, 原子型

i と j の2人の中で、ある行為 a について可能な法的地位<sup>572)</sup>には、どのようなものがあるだろうか? この問題に答えるには、先の(i)~(iii)——つまり、**根本概念・単独型・原子型**——の区別を用いると便利である。以下では、ホーフエルトの根本的法的諸概念のうち、第1階層の4概念——つまり、**権利・義務・特権 [自由]・無権利**——に限定して、先の3層構造を具体的に説明したい。

ホーフエルトの根本的法的諸概念論によれば、この4概念のうち1つをプリミティブとすれば、その他はそれを用いて表せる。ここでは、後のカンガーの議論と比較しやすいように、義務(標準体系では0)を**根本概念**

---

571) この区別の重要性として、三本 2007, 151 も参照。

572) 厳密には、これはホーフエルトではなくリンダールの用語である。詳しくは、後掲注 622を参照。

として選び出そう<sup>573)</sup>。なお以下の議論では、4つの標準体系のうち、ホーフエルトの分析に最も近いDL1 (2.B.を参照)を用いる。標準体系ではPをプリミティブとしたため、言語上のプリミティブとここでの根本概念とが一致しないが、特に支障はないだろう。

一般に、任意の行為aについて、iもjも（論理的には）行為者になりうる。まずiが行為者の場合を考えれば、iはある時点tにおいて、aを——ホーフエルトの分析や標準体系の枠組みでは<sup>574)</sup>——「する」か「しない」かのいずれかである。ここで、このそれぞれに対して、義務が「ある」場合と「ない」場合——つまり、「aする義務がある／ない」と「aしない義務がある／ない」——が考えられる。言い換えれば、iのaについての法的地位は、先の根本概念を用いれば、以下の

$$(1) \quad \pm O \pm a$$

の2カ所の±の部分に、－をつけるかつけないかの組み合わせ（つまり、 $2^2 = 4$ 通り）だけ存在する<sup>575)</sup>（そして、それ以外にはない）。これは、逆にjが行為者の場合もまったく同様である。ゆえに、i j間でのaに対する法的地位は、 $4 \times 2 = 8$ 通りとわかる。

ただし標準体系の言語では、義務者がiの場合とjの場合とを区別できない。そこで暫定的な拡張として、義務演算子を相対化しておこう（この体系を、以下ではDL1'とよぶ。その意義については6.B.で検討する）。具体的には、語彙として行為者変項i, j, …を用意した上で、たとえば

573) もちろんこれは便宜上の手段であり、義務を——他の諸概念よりも論理的に先行するという意味で——「根本」と位置づける趣旨ではない。ホーフエルトの根本的法的諸概念の位置づけとして、前掲注116も参照。

574) つまり、本節(5.B.)では行動の省略については考慮しない。その問題点については本節の最後にふれる。

575) ±の記号は、マキンソンが考案した「選択ペア (choice-pairs)」を示す。詳しくは、Makinson 1986, 404-05を参照。

$i$  が  $j$  に対して義務を負うことを,  ${}_iO_j$  のように表す ( $O$  は,  $i$  と  $j$  について相対化された単項演算子として扱う)。ここで, 権利者や義務者が異なれば, 別の義務として扱われることに注意したい。よって, たとえば  ${}_iO_ja \wedge {}_iO_j\neg a$  は (T2 より) 矛盾だが,  ${}_iO_ja \wedge {}_jO_i\neg a$  は矛盾ではない。DL1 に対して加える変更は, この点のみである。

この記号法を用いれば, 先の 8 通りの法的地位を, 以下の図17のように表せる。参考までに, 対応するホーフエルド自身の用語法も記した (なおホーフエルドの用語は, すべて「…がある」につながる形で記した。またいずれも,  $i$  の  $j$  に対する法的地位を示す)。

a させる権利	${}_jO_ia$	a する義務	${}_iO_ja$
a させない権利	${}_jO_i\neg a$	a しない義務	${}_iO_j\neg a$
a させる無権利	$\neg {}_jO_ia$	a しない特権	$\neg {}_iO_ja$
a させない無権利	$\neg {}_jO_i\neg a$	a する特権	$\neg {}_iO_j\neg a$

図17 ホーフエルドの単独型

この 8 つが, ホーフエルドの分析における**単独型**に相当する<sup>576)</sup>。以下ではこのうち, 左の 4 つを**権利グループ**, 右の 4 つを**自由グループ**とよぶことにしたい (後者については, 後にみるカンガーの用語法に合わせ, 特権ではなく自由の語を用いる)。 $i$  から見た場合の両グループの違いは, 法的諸概念の内容が「他人の行為」か「自分の行為」かという違いにある<sup>577)</sup>。

ところで先の 8 つの単独型は, 1 行目と 3 行目, 2 行目と 4 行目が反対関係 (伝統的論理学でいう, 矛盾対当)<sup>578)</sup>にある。たとえば  $i$  は  $j$  に対

576) もっとも厳密には, 単独型は, このうちの半数だけをさす用語かもしれない (後掲注 583を参照)。

577) この区別の重要性については, 三本 2010, 195-98 を参照。

578) 本文のように定式化する場合, たしかに「反対」という用語法はおかしい。しかし, この理解が唯一ではないことは, 5.I. で示すとおりである。

して、 $a$  させる権利をもつか、 $a$  させる無権利をもつかのいずれか——つまり、 ${}_jO_i a \vee \neg {}_jO_i a$ （ただし、 $\vee$ は排他的選言）——である。上記の8つの単独型は、このような4つの反対語のペアからなる。つまり $a$ について、 $i$ が $j$ に対してどのような法的地位にあるかを表すには、この4つのペアから単独型を各1つずつ選び、すべてを連言で結べばいい。もし先の単独型の分析が正しければ、このやり方で表現できない法的地位は存在しないはずである。この観点から、4つのペアについて、論理的に可能なすべての組み合わせを列挙したのが**原子型**である。なお、ここでの原子型は単独型に分解可能なため、通常の論理学の用語法（たとえば、原子命題）とは異なることに注意したい。

以上を論理式で示せば、原子型は、単純計算で

$$(2) \quad \pm_j O_i a \wedge \pm_j O_i \neg a \wedge \pm_i O_j a \wedge \pm_i O_j \neg a$$

の組み合わせだけ存在することになる（ $2^4=16$ 通り）。しかし実際には、このすべてが論理的に可能なわけではない。というのも、この中には矛盾する組み合わせも含まれるからである。それらを除外した残りが、ここでいう原子型である<sup>579)</sup>。

このように、原子型を求めるには、すべての組み合わせを書き出した上で、矛盾するものを除外すればいい。しかし、これでは非常に手間がかかる。そこで、もう少し簡単に結果をえるために、以下のように考えよう。まず(2)の4つの連言肢は、権利グループ（ $\pm_j O_i a \wedge \pm_j O_i \neg a$ ）と自由グループ（ $\pm_i O_j a \wedge \pm_i O_j \neg a$ ）に分かれる。この2つは権利者・義務者が異

579) (2)は、K-Lの法的地位論では、しばしば

$$\left[ \left[ \pm \begin{matrix} (jO_i) \\ (iO_j) \end{matrix} \pm a \right] \right]$$

と略記される。この[[ ]]は、マキンソンによる「マキシ連言 (maxi-conjunctions)」の記号であり、内側の「選択ペア」(前掲注575)からできる無矛盾の組み合わせすべてを表す。詳しくは、Makinson 1986, 405-07を参照。また検討として、Sergot 2001, 590f, 603fも参照。



なるので、相互に独立である。よって、別々に考えたほうが合理的だろう。まず後者の自由グループについて考えれば、単純計算では $2^2=4$ 通りだが、そのうち  $iO_ja \wedge iO_j\neg a$  は T2 に反する。よって、残る 3 通りのみが可能である。これは、A 説での TA1 と同様に考えれば、

$$(3) \quad i_ja \vee iO_ja \vee iF_ja$$

と表せる (I 演算子については 3.A. を参照。なお、詳しくは後述するが、(3) はリンダールのいう **義務的基礎連言** に相当する)。他方、権利グループについても、 $i$  と  $j$  を入れ替えるだけで、まったく同様に 3 通りがえられる。ゆえに、求める法的地位は、両グループから 1 つずつを取り出す組み合わせ

$j i$	$i_ja$	$iO_ja$	$iF_ja$
$i_ja$	①	⑥	⑧
$iO_ja$	④	②	⑨
$iF_ja$	⑤	⑦	③

図18 ホーフェルドの原子型

に等しい ( $3^2=9$ 通り)。つまり、図18の①~⑨がそれぞれである (行が権利グループ、列が自由グループを表す)。なおナンバリングは、後述するリンダールの基本型に合わせた。これは、まず左上から右下への対角線上に①~③を示し、その後、左の列から縦方向に残りの番号を埋めるものである (以下、これをナンバリングについての「リンダール方式」ともよぶ)。この①~⑨が、お互いにどのような関係にあるかは後に検討しよう (5.F)。

以上が、ホーフェルド自身の分析から導かれる、根本概念・単独型・原子型の 3 層構造である。特に原子型という発想は本稿で初めて登場するが、ホーフェルドの分析の応用可能性を考える上で、非常に興味深いアプローチである。ただし以上の分析に対しては、本稿のここまでの議論からすれば、直ちにいくつかの疑問が生じる。そもそも DL1' は DL1 をベースにしているため、DL1 の問題点 (2.B. を参照) をすべて受け継ぐ。しかも行動演算子をもたないため、「 $\alpha$  をしない / 非  $\alpha$  をする」の違いを表せ

ないなど、表現力に難がある。このため本稿のように、行動の省略を1つの鍵とする場合には不十分である。以下で扱う K-L の分析は、まさにこの点で注目に値する。

### C. カンガーの分析①——単独型

ではまず、カンガーの体系から検討しよう。カンガーによる単独型や原子型は、どのように定義されるのだろうか？ 5.B.ではある行為 a について考えたが、カンガーらは行動演算子について命題説に立つため（5.A.を参照）、以下では  $i$  の  $j$  に対する、ある事態  $p$ <sup>580</sup> についての法的地位を考えよう。先ほどと同様に、根本概念は義務（O）とする。なお公理系は、4.B.で示した  $F_3$  説である。まず単独型から考えよう。

5.B.での  $DL1'$  の場合と比較すると、 $F_3$  説に特徴的なのは、行動演算子  $D$  の導入により、 $D$  の内部否定と外部否定とが区別される点にある。よって結論から言えば、単独型の数は、 $DL1'$  の場合のちょうど2倍（つまり16通り）になる。具体的には、まず  $i$  が行為者の場合、以下の

$$(4) \quad \pm O \pm D_i \pm p$$

の  $\pm 3$  か所に  $\neg$  をつけることができる（よって、 $2^3 = 8$  通りの組み合わせ）。行動演算子の導入により、 $\pm$  の数が(1)よりも1つ増えていることに注意したい。さらに、 $j$  が行為者の場合も考慮すれば、 $8 \times 2 = 16$  通りとわかる。これらすべてを書き出せば、以下の図19のようになる<sup>581</sup>（カン

580) カンガーは、行動演算子の内容を「 $i$  と  $j$  の間の事態」に限定し、それを  $S(i, j)$  で表す。Kanger & Kanger 1966, 87. よって、たとえば  $OD_{ip}$  の代わりに、 $OD_i S(i, j)$  のように定式化されることになる。この措置には、以下の2つの意義がある。第1に、行動演算子の内容を、(事態一般ではなく)  $i$  の  $j$  に対する行動のみに限定できる。第2に、義務演算子や行動演算子を相対化せずに、実質的にそれと同じ効果がえられる。しかし本稿では、リンダールの分析との対応関係を明示するために、この記法を採用しなかった。

581) *Id.* at 86f を参照。カンガーの単独型についての整理として、以下も参照。Seegerberg 1992a, 365.

ガーによる名称も同時に記した。5.B.の場合と同様に、すべて  $i$  の  $j$  に対する法的地位を示す。ただし ( ) を付した語は、カンガー自身は明示していない<sup>582)</sup>。

請求権	$OD_jp$	(義務)	$OD_i p$
反請求権	$OD_j \neg p$	(反義務)	$OD_i \neg p$
(反無請求権)	$\neg OD_j p$	反自由	$\neg OD_i p$
(無請求権)	$\neg OD_j \neg p$	自由	$\neg OD_i \neg p$
(責任)	$\neg O \neg D_j p$	権能	$\neg O \neg D_i p$
(反責任)	$\neg O \neg D_j \neg p$	反権能	$\neg O \neg D_i \neg p$
反免除	$O \neg D_j p$	(反無能力)	$O \neg D_i p$
免除	$O \neg D_j \neg p$	(無能力)	$O \neg D_i \neg p$

図19 カンガーの単独型

この16個が、カンガーの場合の単独型である<sup>583)</sup>。5.B.と同様に、このうち左の8つを権利グループ、右の8つを自由グループとよぶことにする。

この整理について、以下の点に注意したい。まず第1に、カンガーによる各概念の名称は、ホーフエルド自身のものから大きく離れる。これは主に、第1階層の法的関係の数が倍になったためである。カンガーは、それに伴う用語の不足を補うために、ホーフエルドの分析では第2階層に用いられる名称(権能、免除など)を、第1階層の概念に転用している。こ

582) カンガーの体系では、単独型のうち明示されていないものは、明示されているものを使って表せる。よって ( ) を付した語は論理的には必要ないが、本稿ではわかりやすさを優先し、あえて、すべてを明示することにした。なお「反(counter-)」をどちら側につけるかは、2通りの考えがありうる。本稿では暫定的に、それぞれ適切と思われるほうを選んだ。

583) このうちカンガー自身が明示しているのは、( ) のつかない8つである。よって単独型は、厳密には、この8つのみをさすとみるべきかもしれない。しかし本稿では、図19の16個すべてを単独型とよぶ。

のようなことが可能なのは、カンガーの分析では、ホーフエルト自身の場合と異なり、第1階層と第2階層とが明確には区別されないためでもある<sup>584</sup>。もちろん、これらの名称が、實際上どのくらい妥当なのかは興味あるところである。しかし本稿の目的からすれば、用語法の適否そのものはそれほど重要ではない。大事なのは、その背後にある論理関係である。

第2に、権利グループと自由グループの各概念は、同じグループ内の別の概念に対して、強弱の関係をもつ。具体的には、以下の定理が成り立つ（（ ）内に、対応する名称も記した）。

- (TF<sub>33</sub>)       $OD_{ip} \supset \neg O \neg D_{ip}$ <sup>585</sup>      ((義務) ⊃ 権能)  
 (TF<sub>34</sub>)       $OD_{ip} \supset O \neg D_i \neg p$ <sup>586</sup>      ((義務) ⊃ (無能力))  
 (TF<sub>35</sub>)       $\neg O \neg D_{ip} \supset \neg OD_i \neg p$ <sup>587</sup>      (権能 ⊃ 自由)  
 (TF<sub>36</sub>)       $O \neg D_i \neg p \supset \neg OD_i \neg p$ <sup>588</sup>      ((無能力) ⊃ 自由)

TF<sub>33</sub>~TF<sub>36</sub> と同様の関係は、権利グループの諸概念の間にも成り立つ。これらをまとめれば、図20ようになる（また同様に、反-の4種類についても同じ関係が成り立つ）。

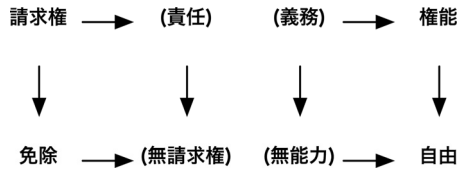


図20 カンガーの単独型の相互関係

584) というのも K-L は、第2階層の諸概念を、義務演算子の反復適用 (4.B. でふれたように、F<sub>3</sub> 説では可能である) を用いて表すからである。重要な点だが、本稿では、第2階層に関する議論には立ち入らない。

585) T3 より  $Op \supset \neg O \neg p$  なので明らか。

586)  $D_{ip} \supset \neg D_i \neg p$  (TF<sub>32</sub>,  $\neg p/p$ ) より導かれる。

587) TF<sub>32</sub> に DR2 を用いて対偶をとればえられる。なおこの TF<sub>35</sub> は、F<sub>3</sub> 説での強い許可と弱い許可の関係 (3.E. を参照) を表す。本稿では、カンガーの「強度ダイアグラム」(本文で後述する) やリンダールの「自由空間」(5.F. で扱う) を、この発想の延長線上に位置づけている。

588) TF<sub>33</sub> ( $\neg p/p$ ) の対偶をとればいい。

第 3 に、いくつかの概念については、権利グループと自由グループとをまたいで強弱の関係がある。具体的には、以下がそれである（先と同様に、対応する名称も記す）。

- (TF<sub>3</sub>7)       $OD_{ip} \supset O \neg D_j \neg p$ <sup>589</sup>      ((義務) ⊃ 免除)  
 (TF<sub>3</sub>8)       $OD_i \neg p \supset O \neg D_{jp}$ <sup>590</sup>      ((反義務) ⊃ 反免除)  
 (TF<sub>3</sub>9)       $\neg O \neg D_{ip} \supset \neg OD_j \neg p$ <sup>591</sup>      (権能 ⊃ (無請求権))  
 (TF<sub>3</sub>10)      $\neg O \neg D_i \neg p \supset \neg OD_{jp}$ <sup>592</sup>      (反権能 ⊃ (反無請求権))

以上の TF<sub>3</sub>7~TF<sub>3</sub>10 を 1 つにまとめたのが、カンガーの「強度ダイアグラム (strength diagram)」<sup>593</sup> である。

第 4 に、先の 5.B. での DL1' と異なり、カンガーの場合（つまり、本稿でいう F<sub>3</sub> 説）は義務演算子そのものは相対化されていない。これは行動演算子の採用により、義務者を間接的に特定できるからである。たとえば OD<sub>ip</sub> の場合、D に付した i は、行為者であるとともに義務者をも表す——言い換えれば、D<sub>ip</sub> の i が O にもかかる——と理解される。他方で、この定式では、権利者が誰かは明示されない。この扱いが妥当かどうかは後に検討したい (6.B.)。

589) TF<sub>3</sub>7 の証明は以下のとおり。

- (1)  $OD_{ip} \supset \neg P \neg p$       (AF<sub>3</sub>1, DR2, D1)  
 (2)  $\neg P \neg p \supset \neg PD_j \neg p$       (AF<sub>3</sub>1,  $\neg p/p$ ,  $j/i$ , DR3, 対偶)  
 (3)  $OD_{ip} \supset O \neg D_j \neg p$       ((1), (2), 推移律, D1)      Q.E.D.

590) TF<sub>3</sub>7 の p を  $\neg p$  に置き換える。

591) TF<sub>3</sub>9 の証明は以下のとおり。

- (1)  $\neg O \neg D_{ip} \supset \neg O \neg p$       (AF<sub>3</sub>1, 対偶, DR2, 対偶)  
 (2)  $\neg O \neg p \supset \neg OD_j \neg p$       (AF<sub>3</sub>1,  $\neg p/p$ ,  $j/i$ , DR2, 対偶)  
 (3)  $\neg O \neg D_{ip} \supset \neg OD_j \neg p$       ((1), (2), 推移律)      Q.E.D.

592) TF<sub>3</sub>9 の p を  $\neg p$  に置き換える。

593) Kanger & Kanger 1966, 90. 先の図20は、このうち一部を取り出し、すべて i 主語に書き換えたものに相当する。

#### D. カンガーの分析②——原子型

先にカンガーの体系での単独型を概観したが、この単独型を用いれば原子型も定義できる。ここでも 5.B.と同じ手順で考えよう。まず、先の図 19に示した16種類の単独型のうち、( ) を付した8つは、( ) を付さないいずれかと（ホーフエルトの言う）反対関係にある。たとえば、請求権 ( $OD_j p$ ) と反無請求権 ( $\neg OD_j p$ ) は、一番外側に  $\neg$  をつけるかどうかの違いである。カンガーの場合、このようなペアが8つあるので、結局、 $i$  の  $j$  に対する法的地位は、

$$(5) \quad \begin{aligned} & \pm OD_j p \wedge \pm OD_j \neg p \wedge \pm O \neg D_j p \wedge \pm O \neg D_j \neg p \wedge \\ & \pm OD_i p \wedge \pm OD_i \neg p \wedge \pm O \neg D_i p \wedge \pm O \neg D_i \neg p \end{aligned}$$

のいずれかになる ( $2^8 = 256$ 通り)<sup>594</sup>。これも、すべてを書き出すのは大変なので、権利グループと自由グループに分けて考えるとよい<sup>595</sup>。まず自由グループ ((5)の連言肢のうち、最後の4つ) であるが、組み合わせの数をできるだけ減らしたいので、義務演算子の内容が矛盾しうる組み合わせを選び出そう。具体的には、(i)  $\pm OD_i p \wedge \pm O \neg D_i p$  と (ii)  $\pm OD_i \neg p \wedge \pm O \neg D_i \neg p$  の2つに細分化する。ただし 5.C.で述べたように、(i) と (ii)の間には論理関係（強弱の関係）があるため、相互に独立ではないことに注意したい。

この(i)と(ii)について、先のホーフエルトの場合 (5.B.の(2)・(3)) と同様に考えれば、それぞれ

594) Kanger & Kanger 1966, 92. なお(5)は、前掲注579のマキシ連言で表せば、

$$\left[ \left[ \pm O \pm D \binom{i}{i} \pm p \right] \right]$$

となる。

595) 以下の記述は、LINDAHL 1977, 99-100 にもとづく。ただし記号法を改め、またできるかぎり補足的な説明を加えた。

$$(6) \quad ID_{ip} \underline{\vee} OD_{ip} \underline{\vee} FD_{ip}$$

$$(7) \quad ID_i \neg p \underline{\vee} OD_i \neg p \underline{\vee} FD_i \neg p$$

の 3 通りずつの可能性があるとわかる。よって、(6)と(7)から 1 つずつを選ぶ組み合わせは、以下の 9 通りである。

$$ID_{ip} \wedge ID_i \neg p \quad (\equiv PD_{ip} \wedge PD_i \neg p^{596})$$

$$ID_{ip} \wedge OD_i \neg p \quad (\equiv \perp^{597})$$

$$ID_{ip} \wedge FD_i \neg p$$

$$OD_{ip} \wedge ID_i \neg p \quad (\equiv \perp^{598})$$

$$OD_{ip} \wedge OD_i \neg p \quad (\equiv \perp^{599})$$

$$OD_{ip} \wedge FD_i \neg p \quad (\equiv OD_{ip}^{600})$$

$$FD_{ip} \wedge ID_i \neg p$$

$$FD_{ip} \wedge OD_i \neg p \quad (\equiv OD_i \neg p^{601})$$

$$FD_{ip} \wedge FD_i \neg p$$

596)  $PD_{ip} \supset P \neg D_i \neg p$  であり、また  $PD_i \neg p \supset P \neg D_{ip}$  であることからわかる。

597) これが矛盾でないとすると、以下が成り立つはずである。

- (1)  $ID_{ip} \wedge OD_i \neg p$  (仮定)
- (2)  $PD_{ip}$  ((1), 縮小律, DA1,  $D_{ip}/\alpha$ , 縮小律)
- (3)  $PD_{ip} \supset P \neg D_i \neg p$  (TF<sub>3</sub>2,  $\neg p/p$ , DR3)
- (4)  $\neg OD_i \neg p$  ((2), (3), R1, D1)

しかし、これは(1)と矛盾する。よって仮定は誤り。Q.E.D.

598) 前掲注597 ( $\neg p/p$ ) と同じ。

599) これが矛盾でないとすると、以下が成り立つはずである。

- (1)  $OD_{ip} \wedge OD_i \neg p$  (仮定)
- (2)  $OD_i \neg p \supset O \neg D_{ip}$  (TF<sub>3</sub>2, DR2)
- (3)  $O \neg D_{ip}$  ((1), 縮小律, (2), R1)
- (4)  $OD_{ip} \wedge O \neg D_{ip}$  ((1), 縮小律, (3),  $\wedge$ )

しかし、(4)は T2 に反する。よって仮定は誤り。Q.E.D.

600)  $FD_i \neg p$  は  $O \neg D_i \neg p$  と等しいが、これは TF<sub>3</sub>4 より、 $OD_{ip}$  から導けることがわかる。

601) 前掲注600 ( $\neg p/p$ ) と同じ。

ただし同時に記したように、このうちのいくつかは矛盾している。また、さらに簡略化できるものもある（いずれも詳細は脚注を参照）。先にも述べたが、(i)と(ii)が相互独立でないため、このような結果が生じるのである。そこで、矛盾したものを除外し、また簡略化できるものを簡略化すれば、結局、以下の6通りが残る（右の（ ）内に、5.C.の図19での名称を記した。なおリンダールは、これらを義務的基礎連言とよぶ）。

- |     |                              |                 |
|-----|------------------------------|-----------------|
| (a) | $PD_{ip} \wedge PD_i \neg p$ | （権能，反権能）        |
| (b) | $ID_{ip} \wedge FD_i \neg p$ | （権能，反自由，（無能力））  |
| (c) | $FD_{ip} \wedge ID_i \neg p$ | （（反無能力），反権能，自由） |
| (d) | $OD_{ip}$                    | （（義務））          |
| (e) | $OD_i \neg p$                | （（反義務））         |
| (f) | $FD_{ip} \wedge FD_i \neg p$ | （（反無能力），（無能力））  |

以上が自由グループについての組み合わせだが、権利グループ（(5)の連言肢のうち最初の4つ）についても、 $i$ を $j$ に代えればまったく同様に6通りがえられる（それぞれの名称は、図19での権利グループのものに変わる）。よって求める組み合わせは、単純計算で $6^2=36$ 通りである。ただし、ここで話は終わらない。というのも、この36通りの中にも、まだ矛盾する組み合わせがあるからである。先の5.B.の場合は、権利グループと自由グループが完全に独立だったため、この段階で矛盾が発生する余地はなかった。しかしカンガーの場合は事情が異なる。この違いはどこから生じたのか？ その謎を解く鍵は、 $F_3$  説で追加された公理  $AF_{31}$  にある。この  $AF_{31}$  を先の(a)~(f)に用いると、D演算子を消去できる——つまり、 $i$  や  $j$  で相対化されていない式を導ける——場合がある。ここに、両グループ間で矛盾が生じる余地があるのである。

では、D演算子を消去できるのは、どのような場合だろうか？ 簡略化のために、上記(a)~(f)のように、 $P \cdot O \cdot F$  の各演算子（ $I$  は  $P$  の連言に



分解する)には外部否定がつかないものとしよう(つく場合は、D1とD2を用いて適宜変換すればいい)。この場合、結論から言えば、 $P \cdot O \cdot F$ のうち、まずOやPに内部否定——つまり、D演算子からみれば外部否定——がつかない場合には消去できる<sup>602)</sup>。他方、つく場合は消去できない<sup>603)</sup>。そして、残るFについては、ちょうどこの逆となる(つまり、FはOに置換して考えればいい)。これらを先の(a)~(f)に用いれば、以下のようになる(消去できない場合は「なし」と記す)。

- |                                     |                           |
|-------------------------------------|---------------------------|
| (a) $\rightarrow Pp \wedge P\neg p$ | (d) $\rightarrow Op$      |
| (b) $\rightarrow Pp$                | (e) $\rightarrow O\neg p$ |
| (c) $\rightarrow P\neg p$           | (f) $\rightarrow$ なし      |

権利グループについても、以上と同じ結果がえられる。F<sub>3</sub> 説では、先の DL1' と異なり、義務演算子そのものは相対化されない。よって、このように行動演算子を消去すれば、権利グループと自由グループの間でも矛盾が生じうるのである<sup>604)</sup>。

ゆえに、先の36通りのうち、矛盾する帰結が生じる組み合わせは除外する必要がある。たとえば i が(a)をもつ場合、j が(d)か(e)のいずれかだと矛盾する。

j \ i	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
(a)	1	22	26	—	—	18
(b)	9	4	17	19	—	21
(c)	16	10	12	—	23	25
(d)	—	6	—	3	—	7
(e)	—	—	13	—	11	14
(f)	5	8	15	20	24	2

図21 カンガールの原子型

602) 具体的には、 $OD_{ip}$ 、 $OD_i\neg p$ 、 $PD_{ip}$ 、 $PD_i\neg p$  がそれぞれである。いずれも、AF<sub>31</sub>にDR2またはDR3を適用すれば導ける。

603) これは、たとえば  $D_{ip}$  が偽の場合、 $p$  の真偽が不明であることに対応する。(a)~(f)の中では、Iが前置される場合の、その連言肢の一方( $P\neg D_{ip}$ 、 $P\neg D_i\neg p$ )と、 $FD_{ip}$  ( $\equiv O\neg D_{ip}$ )、 $FD_i\neg p$  ( $\equiv O\neg D_i\neg p$ ) がそれに該当する。

604) 同じ理由により、原子型の中にはさらに簡略化できるものもある。具体的には、以下の図21で示す原子型のうち、6、7、19、20ではTF<sub>37</sub>を、13、14、23、24ではTF<sub>38</sub>を、9、10、16、17、22、26ではTF<sub>39</sub>かTF<sub>310</sub>(またはその両方)を使って、連言肢の数を減らすことができる。

よって、残る4通りのみが可能とわかる。同様に考えて、すべての可能性を図21に示した<sup>605)</sup> (5.C.の図18と同じく、行が権利グループ、列が自由グループを表す。一は矛盾。なお数字は、カンガー自身によるナンバリングを示す。このため、5.B.や5.E.のリンダール方式とは異なる)。図21を用いれば、求める組み合わせは、各行（または各列）の数字が記入された（つまり、一以外の）マスの数の合計とわかる。つまり、 $4+5+5+3+3+6=26$ 通りである。もちろん単純計算の36通りから、矛盾するマスの数（計10マス）を引いてもいい。

### E. リンダールの分析——義務的基礎連言と基本型

次に、リンダールの分析に移ろう。リンダールの分析の中心に位置するのは「義務的基礎連言」<sup>606)</sup> である。これは原子型からえられる概念であり、ホーフエルトやカンガーの分析にもそれに相当するものがあることはすでに示した (5.B.の(3), 5.C.の(a)~(f))。しかしリンダールは、両者の分析をさらに精緻化している。その結果、基本型（カンガーの原子型に相当）にも重要な違いが生じることになる。結論を先取りして言えば、リン

605) ただし、図21はカンガー自身の図 (Kanger & Kanger 1966, 94) とは異なる。カンガーは、各原子型を比較する基準として、(i)「逆 (inverse)」(i と j の法的地位を入れ替えた原子型)、(ii)「换位 (converse)」( $\neg p/p$  で置き換えた原子型)、(iii)「対称的 (symmetric)」(逆がそれ自身となる原子型)、(iv)「中立的 (neutral)」(换位がそれ自身となる原子型)、(v)「同格 (co-ordinate)」(複数の原子型の連言に分解できる原子型) の5つをあげる。Id. at 95-96. LINDAHL 1977, 57-60, 130-33 も参照。図21では、このうち(i)は、表の左上から右下への対角線（以下、単に対角線とよぶ）に対して線対称の位置にある原子型のペアをさす（たとえば、18と5, 19と6）。また(iii)は対角線上 (1, 2, 3, 4, 11, 12) に、(iv)は4角 (1, 2, 5, 18) に配置される。さらに(v)は、ある原子型と、その位置から垂直方向・水平方向に線分をのばし、それらの線分と対角線との交点に位置する2つの原子型との関係である（たとえば、7は2と3の同格）。しかし、カンガー自身の図と異なり、図21では(ii)（たとえば、11と3, 12と4）がうまく示せない。ただし本稿の議論では、(i)~(v)の区別はそれほど重要ではない。また図21では、各原子型は必ず表中の1カ所だけを占めるため、カンガー自身の図よりも理解しやすいと思う。これらの点を考慮し、以下では、この図21を用いて議論を進める。

606) この語については5.A.でふれた。文献として、前掲注570を参照。

ダールの基本型の数は、ホーフエルトの 9 個やカンガーの 26 個に対して、35 個に増えている。この違いは、いったいどこから生じるのだろうか？

それは、カンガーのいう単独型の定式化のしかたにある。具体的には、まずリンダールは、根本概念として O ではなく P を選ぶ。しかしこの違いは本質的ではないだろう。より重要なのは、根本概念の内容を何にするかである。リンダールもカンガーと同じく、その内容を行動演算子（本稿では D）で表す。しかしカンガーと異なり、リンダールは、論理的に可能な組み合わせが、(i)  $D_i p$ , (ii)  $\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p$ , (iii)  $D_i \neg p$  の 3 つであることをに着目する。この 3 種類の区別についてはすでに 4.D. で言及したが、先のカンガーの単独型には、(ii) の類型がないことに注意したい。またリンダールは、(ii) が「消極 (passive)」を表すとしている<sup>607</sup> 点も見逃せない。(ii) の正確な意味はきわめて重要であるため、5.G. で改めて論じたい。当面は、この点に立ち入らずに議論を進めよう。

リンダールによる次のステップは、(i)~(iii) のそれぞれに P をつけた式を考えることである。これらが、義務的基礎連言の各連言肢（これがカンガーの単独型に相当する）を構成する。それぞれをまとめて、あえて先の (4) に近い形で示せば、

$$(8) \quad \pm P \pm \alpha \quad (\text{ただし、} \alpha \text{ は上記の (i)~(iii) か、その } \neg p/p)$$

となる。なお(8)の但書は、要するに、D 演算子の内容にも  $\pm$  がつくことを示す。これを考慮に入れば、(8) で  $\pm$  がつく場所は、(4) と同じく 3 カ所である。ただし、 $\alpha$  の候補が 3 つ ( $\pm$  を考慮すれば 6 つ) あるため、組み合わせの数はさらに増える。加えて、先と同じく、行為者が i の場合だけでなく j の場合をも考える必要がある。参考までに、以下で一覧を示そう。

---

607) LINDAHL 1977, 93f を参照。

請求権	$\neg P \neg D_j p$	(義務)	$\neg P \neg D_i p$
(消極請求権)	$\neg P \neg (\neg D_j p \wedge \neg D_j \neg p)$	(消極義務)	$\neg P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p)$
反請求権	$\neg P \neg D_j \neg p$	(反義務)	$\neg P \neg D_i \neg p$
(反無請求権)	$P \neg D_j p$	反自由	$P \neg D_i p$
(消極無請求権)	$P \neg (\neg D_j p \wedge \neg D_j \neg p)$	(消極自由)	$P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p)$
(無請求権)	$P \neg D_j \neg p$	自由	$P \neg D_i \neg p$
(責任)	$PD_j p$	権能	$PD_i p$
(消極責任)	$P(\neg D_j p \wedge \neg D_j \neg p)$	(消極権能)	$P(\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p)$
(反責任)	$PD_j \neg p$	反権能	$PD_i \neg p$
反免除	$\neg PD_j p$	(反無能力)	$\neg PD_i p$
(消極免除)	$\neg P(\neg D_j p \wedge \neg D_j \neg p)$	(消極無能力)	$\neg P(\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p)$
免除	$\neg PD_j \neg p$	(無能力)	$\neg PD_i \neg p$

図22 リンダールの単独型

これまでと同様に、左側を権利グループ、右側を自由グループとよぼう。両グループを合わせた単独型の総数は、ホーフエルトの8個、カンガーの16個に対して、24個である。なお表中の名称は、5.C.の図19との関係を明示するために、対応する名称がある場合はその名称を記している（上記(ii)からえられるリンダール独自の単独型については、暫定的に「消極-」で始まる名称を記した<sup>608)</sup>）。リンダール自身は、いずれについても、特に名前をつけていない。もっとも、カンガーの場合でもそうだが、リンダールに至っては、基本型と自然言語とを1対1で対応させるのはもはや不可能だろう。特にメリットがない上、無理にやろうとすれば無用の混乱を招くだけだと思われる。私自身も、そのような試みには関心がない（自然言語と論理の関係については6.A.で私見を述べる）。上記の整理から、リンダールの基本型（に相当するもの）の特徴は明らかだと私は考える。

いずれにせよ、リンダールの義務的基礎連言は、以下の式から導かれる

608) 「消極自由 (passivity liberty)」の名称は、Lindahl 2006, 339 に見られる。

ことになる<sup>609)</sup> (先の(3)や(5)と比較せよ)。

$$(9) \quad \begin{aligned} &\pm PD_{jp} \wedge \pm P(\neg D_{jp} \wedge \neg D_j \neg p) \wedge \pm PD_j \neg p \wedge \\ &\quad \pm PD_{ip} \wedge \pm P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \pm PD_i \neg p \end{aligned}$$

先ほどと同様に、まず自由グループ ((9)の6つの連言肢のうち、最後の3つ) から考えよう。組み合わせは単純計算で $2^3 = 8$ 通りだが、そのうち1つ(すべてに $\neg$ がつく場合)は矛盾である。これを除外し、また残りのうち一部をOで置き換えて簡略化すれば、以下の7通りがえられる<sup>610)</sup>。

- (a)'  $PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$
- (b)'  $PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$
- (c)'  $PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$
- (d)'  $\neg PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$
- (e)'  $OD_{ip}$
- (f)'  $O(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p)$
- (g)'  $OD_i \neg p$

以上の7つが、自由グループについての義務的基礎連言である(権利グループの場合も、まったく同様に7つがえられる)。このようにリンダールの場合は、カンガーの場合(5.D.の(a)~(f))より1つ多い。この帰結は単独型の違いから生じており、リンダールの分析のほうがより細かな論理的違いを表現できることになる。私が先に、リンダールがカンガーの分析を精緻化したと述べたのは、まさにこの点をさしている。なお、この(a)'~(g)'が、具体的にどのような法的地位を表すのかも気になるところである。これについては、後に節を改めて検討したい(5.G.)。

---

609) Pに対して内部否定になる形(たとえば、 $P \neg D_{jp}$ )は、同グループ内の残り2つの連言肢に解消されるので、考える意味はない。この点について、後掲注637も参照。

610) LINDAHL 1977, 86-88.

そして、この義務的基礎連言の違いは、当然ながら基本型にも影響を及ぼす。リンダールの基本型にはいくつかの類型があるが、カンガールの原子型に最も近いのは、「個人主義的 2 当事者型 (individualistic two-agent types)」である<sup>611)</sup>（本稿では、これを単に基本型ともよぶ）。その導出方法はこれまでと同様で、権利グループと自由グループのそれぞれから 1 つずつを取り出して連言で結べばいい。よって単純計算で  $7^2 = 49$  通りだが、ここでもカンガールの場合と同様、矛盾する場合があることに注意したい。先ほどと同様のやり方で、(a)' ~ (g)' から行動演算子を消去すれば、以下のようになる<sup>612)</sup>。

$$\begin{array}{ll}
 (a)' \rightarrow Pp \wedge P\neg p & (e)' \rightarrow Op \\
 (b)' \rightarrow Pp & (f)' \rightarrow \text{なし} \\
 (c)' \rightarrow Pp \wedge P\neg p & (g)' \rightarrow O\neg p \\
 (d)' \rightarrow P\neg p &
 \end{array}$$

---

611) *Id.* at 127, 128-29 を参照。これは、前掲注579のマクシ連言では、

$$\left[ \left[ \pm P \left[ \left[ \pm D_{(i)}^{(j)} \pm p \right] \right] \right] \right]$$

となる。

612) リンダールの場合のみに登場するのは、第 2 連言肢——つまり、 $P(\neg D_{iP} \wedge \neg D_i \neg p)$ ——である。ここからは、その真偽を問わず、何も導けないことに注意（真の場合は、T5 より  $P\neg D_{iP} \wedge \neg D_i \neg p$  となるので明らか。偽の場合——つまり、 $P$  に外部否定がつく場合——は、D1 より  $O(D_{iP} \vee D_i \neg p)$  と等しいが、これは残る 2 つの連言肢から導ける）。これは直観的には、 $D_{iP}$  も  $D_i \neg p$  もしない場合は、 $p$  の真偽が不明であることをさす。

これらを考慮し、すべての可能な組み合わせを、カンガーの場合と同様に図23に示した<sup>613)</sup> (数字は、リンダール自身によるナンバリングを示す<sup>614)</sup>)。ここでも表中で、無矛盾のマス数を数えれば、 $5+6+5+6+3+7+3=35$ 通りとわかる (矛盾は14マス)。先の図21と比較すると、両説の異同がわかり興味深い。

j\i	(a)'	(b)'	(c)'	(d)'	(e)'	(f)'	(g)'
(a)'	1	12	17	21	—	28	—
(b)'	8	2	18	22	26	29	—
(c)'	9	13	3	23	—	30	—
(d)'	10	14	19	4	—	31	34
(e)'	—	15	—	—	5	32	—
(f)'	11	16	20	24	27	6	35
(g)'	—	—	—	25	—	33	7

図23 リンダールの基本型

なおリンダールは、この分析をさらに進め、「集団主義的2当事者型 (collectivistic two-agent types)」についても検討している<sup>615)</sup>。しかし、これについては本稿では省略する。

## F. 自由空間

5.B.~5.E.で、ホーフエルド、カンガー、リンダールの分析における根本概念・単独型・原子型 (基本型) の3層構造を確認した。ここで、このうち原子型の意義について、もう1度確認しておきたい。まず、5.B.の冒頭での問題設定を振り返ろう。——  $i$  は  $j$  に対して、ある行為  $a$  (または、K-L の場合ではある命題  $p$ ) についてどのような法的地位に立ちうるか? 一言で言えば、原子型とは、まさにこの問いに対する答えである。先に見たように、原子型は、単独型による論理的に可能な組み合わせをすべて列挙したものだ。ここから、次のことがわかる。仮に、現存するすべての法的諸概念が単独型——さらには、根本概念——で表せると

613) この図は、LINDAHL 1977, 130 の図を、時計回りに90度回転させたものに相当する。5.B.で説明した、リンダール方式のナンバリングが用いられている点に注意。なお、「换位」(前掲注605を参照)をも考慮した、*id.* at 131 図も参照。

614) カンガーの原子型との対応関係として、LINDAHL 1977, 140-41 も参照。

615) *Id.* at 159f. この類型では原子型として、たとえば  $O(D_p \vee D_p)$  のような形も考慮される。

しよう（ホーフエルトならば、このように主張するはずである）。その場合、先の i の法的地位は、たとえ法律上どれほど複雑なものであっても、最終的には、原子型のどれか1つ——そして、1つのみ——と必ず一致する。この意味で、先の図18・図21・図23のそれぞれは、a（またはp）に関する、i にとっての法的可能性の総体を表しているのである。そして同時に、ここまでの検討で、このうちではリンダールによる図23が、最も精緻化されていることを示した。

K-L は、この原子型という概念により、ホーフエルト自身の分析をさらに一歩進めたといえる。私が、ホーフエルトのいう反対語（特に、義務と特権の関係）の理解に K-L の分析が役立つと考えるのも、まさにそのためである。しかし私見によれば、K-L の分析の意義は、それにとどまらない。私はここに、「法とは何か」という問いに対する答えすら示されていると思う（この法哲学的意義については 6.C. で述べる）。いずれにせよ、原子型という概念の意義を認めるならば、各原子型を比較検討することは、きわめて有益なはずである。

しかし、K-L の原子型（基本型）は数が多いこともあり、それぞれのイメージを直観的につかみにくい。各原子型を比較するために、何かいい方法はないだろうか？ K-L はいくつかを示しているが<sup>616)</sup>、その中でも本稿の問題意識——特に、許可の強弱の区別必要性の観点——からみて重要なのは、リンダールのいう「自由空間 (liberty space)」<sup>617)</sup> である。自由空間とは、各原子型において当事者が「どのくらい自由か」（以下、これを**自由度**ともよぶ）を、集合論を用いて示す手法である<sup>618)</sup>。3.F. では試論として、F 説における強い許可と弱い許可を行動演算子で示したが、自由空間はその発想を大きく進めるものである。もっとも本稿では、集合論

616) カンガーによる逆・换位・対称・中立・同格について、前掲注605を参照。

617) 以下を参照。LINDAHL 1977, 107-10; Lindahl 2006, 327, 339-42. またリンダールは、これを基本型の「序列 (ordering)」ともよぶ。LINDAHL 1977, 104f, 141f.

618) 概観として、服部 1985, 92-93 も参照。



を用いた厳密な定式化には立ち入らない。その代わりに、5.B.でのように、まずはホーフエルド自身の見解に当てはめて、自由空間の基本発想を説明しよう。

5.B.の図18で示したように、ある行為  $a$  についての  $i$  と  $j$  の法的地位としては、9通り (①~⑨) がありうる。ここで、 $i$  の立場に立って考えてみよう。 $i$  からみて、①~⑨のうち、最も望ましいものはどれだろうか？ リンダール自身は明示していないが、私には、大きく2つの考え方がありと思われる。本稿ではそれぞれを、自由空間についての**ディケーの視点とエゴイスト的視点**とよびたい<sup>619)</sup>。 $i$  にとっての①~⑨の選好順序は、このうちのどの視点をとるかで変わる。以下で、それぞれの違いを説明しよう。(なお「選好」の語は、リンダールの用語ではない。本稿でこの語を用いる理由については、次の5.G.で述べる。)

まず**エゴイスト的視点**から説明する。この視点は、当事者(たとえば、 $i$  と  $j$ ) のうち、一方の法的利益を最大化——したがって、他方の法的利益を最小化——することを望ましいと考える。エゴイスト的視点には、**利己主義型**と**利他主義型**の2種類がある。**利己主義型**の視点によれば、最も望ましいのは、自己( $i$  からみれば、 $i$  自身)の法的利益——つまり、権利と自由——の最大化である。まず自由グループ——つまり、 $i$  自身の行動に関する法的地位——については、 $i$  は自由(ホーフエルドのいう特権)ができるだけ多く、また(同じことだが)義務ができるだけ少ない状態を望む。言い換えれば、5.B.(3)で示した義務的基礎連言(に相当するもの)に対して、 $i$  は  $i_0j$  や  $i_1j$  よりも  $i_2j$  のほうが望ましいと考えることになる(何しろ、 $i$  が行動を選択できるのは  $i_2j$  のときだけである)。なお  $i_0j$  と  $i_1j$  の選好順序は、実際には、 $i$  がその内容についてどのような選好をもつかに依存する。しかし、ここでは便宜上、 $i$  にとって同じ程度

619) これらの用語については、井上 1986, 49-54, 63-88 から示唆をえた。なお、各視点をこのように整理する発想は、D・ケネディとF・マイケルマンの分析(三本 2010, 199-203を参照)から着想した。

に望ましいと考えることにしよう。これらの選好順序を、以下では

$$(10) \quad {}_iI_j > {}_iO_j = {}_iF_j$$

と表記する（=の場合は優劣なし。また括弧を省略するために、>よりも=のほうが強く結びつくものとする）。他方で権利グループ——iからみたjの行動に関する法的地位——については、利己主義者iは(10)のちょうど逆を望むだろう。というのも、 ${}_jO_i$ や ${}_jF_i$ ならiは権利者であり、jの行動をコントロールできるが、 ${}_jI_i$ の場合にはできないからである。先と同様に ${}_jO_i$ と ${}_jF_i$ は優劣なしと考えれば、選好順序は

$$(11) \quad {}_jO_i = {}_jF_i > {}_jI_i$$

となる。

これに対して**利他主義型**は、利己主義型の正反対である。この視点からみて最も望ましいのは、他者（つまり、iからみたj）の法的利益の最大化である。利他主義者iはjのために、自分自身の法的利益を犠牲にする。よってiの選好順序は、先の(10)と(11)のちょうど逆、つまり

$$(12) \quad {}_iO_j = {}_iF_j > {}_iI_j$$

$$(13) \quad {}_jI_i > {}_jO_i = {}_jF_i$$

となる（(12)が自由グループ、(13)が権利グループ）。

そして**ディケー的視点**であるが、この立場も、先の2つと同じく法的利益の最大化をめざす。しかしその考慮の際に、すべての当事者——ここでは、iとjの2人のみ——に対して同一の基準を用いる。一方当事者の視点ではなく、公平な立法者の視点に立つといえるだろう。この立場は、さらに**自由尊重型**と**権利尊重型**とに分かれる。両者の違いは、法的利益のう

ち、前者が自由の、後者は権利の最大化をめざすところにある。つまり、自由尊重型の場合の選好順序は  $i$  が<sup>(10)</sup>で  $j$  が<sup>(13)</sup>に、権利尊重型の場合は  $i$  が<sup>(11)</sup>で  $j$  が<sup>(12)</sup>となる。

このように、自由空間の評価には、大きく 2 通り——それぞれの下位区分を考慮すれば、4 通り——の立場がありうる。では、このうちどの視点を採用すべきだろうか？ まず、リンダール自身が採用するのはディケー的視点である（自由尊重型と権利尊重型のいずれかは明示されていない<sup>620)</sup>。というより、K-L の体系 ( $F_3$  説) では、ディケー的視点をとらざるをえないのである（エゴイスト的視点は、そもそも考慮すらされていない）。その原因は、 $F_3$  説では、先の説明 (DL1' にもとづく) と異なり、義務演算子そのものが相対化されていないことにある。たとえば義務を例にとれば、 $i$  が義務者の場合、DL1' と  $F_3$  説ではそれぞれ以下のように定式化される ((14)が DL1', (15)が  $F_3$  説による。後者は前者に合わせ、O で表した)。

- (14)  $iO_j a$   
 (15)  $OD_{ip}$

このうち(14)では、義務演算子の相対化により、義務 (O) が、まさに「 $j$  に対しての」義務——言い換えれば、 $j$  が権利者——であることが明示されている。これに対して、(15)はそうでない。そこでは O が相対化されていない以上、その義務は「絶対的」である——つまり、特定の権利者がいない——と理解せざるをえない<sup>621)</sup>。言い換えれば、 $F_3$  説では、権利と

620) LINDAHL 1977, 141f を参照。「自由空間」という名称（前掲注617を参照）は自由尊重型を思わせるが、そのような含意はないことに注意。関連して、後掲注624も参照。

621) もちろん、 $j$  は行動の受動者として、 $p$  が表す文中で言及されるかもしれない。しかしそれは、あくまで D 演算子に関する話であり、そのままでは O 演算子とは無関係である（前掲注580のように、言語仕様として明示すれば別であるが）。

義務は相関関係にない（同じことは、その他の語にもいえる）。先の図18と図21では、左側の列を「権利グループ」としたが、これは厳密にはおかしいことになる。

この立場の長所の1つは、2当事者の法律関係に限定されないことである（1人でも、3人以上でもよい）。リンダールが、「法的関係 (legal relations)」(ホーフエルトはこの語を用いる)ではなく「法的地位 (legal positions)」を根本とするのはこのためである<sup>622)</sup>。しかしこの方法には、致命的な難点もある。ホーフエルト自身の分析（そして、それにもとづくDLI'）では、一方当事者の自由の増加は、他方当事者の無権利の増加——つまり、権利の減少——を引き起こす。しかしF<sub>3</sub>説では、権利や無権利に相当する概念を表せないため、自由（あるいは義務）は純粋に単独で増減することになる（つまり、他方当事者は無視される）。ゆえにリンダールにとっては、当事者が誰かを問わず、その自由（あるいは義務。これはDLI'では権利と同じ）を一律に最大化するという発想——つまり、ディケー的視点——が最も自然なのである<sup>623)</sup>。

しかしこの帰結は、私には疑問である。もともとリンダールの分析は、あくまで規範状態の記述をめざすものであり、特定の規範状態に対する肯定的評価——たとえば、自由が多いほど「望ましい」など——をいっさい含まない（そもそも、K-Lの分析にはそのような語彙が存在しない）<sup>624)</sup>。

622) もっとも厳密には、この特徴はリンダールのみに見られ、カンガー自身の分析（少なくとも、Kanger & Kanger 1966）には当てはまらない。リンダール自身による比較として、LINDAHL 1977, 85を参照。リンダールは、「法的地位」のほうがより汎用性が高いとする。Id. at 124. そしてリンダールは、「法的関係」の語を、両当事者の行動がともに規制される場合に限定して用いる。Id. at 125-27.（なお本稿では、両者をともにF<sub>3</sub>説で表すため、この点についての両者の違いはなくなっている。）ただし最近のリンダールは、よりホーフエルトに近い、2当事者関係を基礎としたアプローチも用いている。Lindahl 2006, 335fの分析を参照。またリンダール自身による位置づけとして、id. at 327も参照。

623) ここでのホーフエルトとリンダールの対比は、最終的には、普遍的規範と個別的規範のどちらを基底とすべきかという問題に通じる。概観として、2.E.と4.E.を参照。

624) リンダールは、自由が「最大 (maximal)」あるいは「最小 (minimal)」という表現を

リンダールの分析が、自由尊重型にも権利尊重型にもコミットしないのはそのためである。しかし、この発想を徹底するならば、同分析がディケー的視点しかとれないのは不十分と思われる。ディケー的視点に加え、エゴイスト的視点とも両立する体系のほうが、分析の趣旨にかなうのではないか？ しかも、本稿の直接の目的はホーフエルド解釈にある。そしてホーフエルド自身の分析の中心は、少なくとも第一義的には当事者である。ここからも、やはりエゴイスト的視点が必要とわかる。さらには、ホーフエルド自身がリアリズム法学と近い関係にあった<sup>625)</sup>ことを考えれば、エゴイスト的視点のうち、現実の法的紛争での利害対立をとらえる利己主義的視点のほうが、ホーフエルド自身の見解に近いのではないだろうか。

以上の理解が正しいとすれば、本稿では、次の2つの作業が必須となる。まず第1に、 $F_3$  説を拡張し、エゴイスト的視点とも両立させること。そして第2に、エゴイスト的視点——その中でも、特に利己主義的視点——に立った分析結果を示すこと。

このうち第1の点に関しては、いくつかの選択肢がある。そのうち本節では、暫定的に、以下の解決策を採用したい。それは、関係当事者を  $i$  と  $j$  の二者に限定し、一方の義務が他方の権利を——また一方の自由が他方の無権利を——常に表す、という想定である。この処理により、たとえば先の(15)は、 $i$  が義務者であることに加え、 $j$  が権利者であることをも示すことになる。この扱いのメリットは、 $F_3$  説の言語を変更せずに、義務演算子を相対化したのと同じ効果がえられる点にある（カンガーの発想<sup>626)</sup>に近い）。もっとも 6.B. で述べるように、この扱いには疑問の余地もある。しかし今はこの点に立ち入らず、上記の第2の点、つまり自由空間を利己主義的視点から見た場合の帰結に焦点を当てよう。この視点の違いか

---

↘用いる。以下を参照。LINDAHL 1977, 93; Lindahl 2006, 340. しかしこれらの語には、たとえば「最大だから最も望ましい」のような含意はない。

625) 三本 2010 を参照。

626) 前掲注580を参照。

ら、以下で示す結論はリンダール自身の分析とは異なることに注意したい。

では、利己主義的視点をとる場合、先の原子型（①～⑨）に対する  $i$  の選好順序はどうか？ その答えは、自由グループについては(10)を、権利グループについては(11)を使い、両者の組み合わせを考えればえられる。具体的には、最も強く選好するものから順に、

$j i$	${}_i {}_j a$	${}_i {}_j O_a$	${}_i {}_j F_a$
${}_i {}_j a$	①	Ⓐ	
${}_i {}_j O_a$			
${}_i {}_j F_a$	⑦	⑧	

図24 ホーフエルトの自由空間

$$(16) \quad \textcircled{4} = \textcircled{5} > \textcircled{1} > \textcircled{2} = \textcircled{3} = \textcircled{7} = \textcircled{9} > \textcircled{5} = \textcircled{8}$$

となる。これらの違いは、先の図18を使うとわかりやすい。(16)の各段階を強いものから順に⑦～Ⓐで表し、それぞれの位置を図18で示せば、図24のようになる。

ではカンガーの場合はどうだろうか？ 先と同様に、まず  $i$  からみた自由グループ (5.C. の(a)～(f)) の選好順序を考えよう。問題となるのは、(b)・(c)の2つと、(d)・(e)・(f)の3つの順序だが、ここではいずれも同順位と仮定しておく（前者は先の(10)と同じ理由による。また後者は5.G.で検討する）。よって、利己主義的視点を前提とすれば、

$$(17) \quad (a) > (b)=(c) > (d)=(e)=(f)$$

となる。他方で、 $i$  からみた  $j$  は、このちょうど逆になる。ここから、2人関係である原子型には、 $3^2=9$ 段階の強度があるとわかる（⑦～④で表す）。それぞれを強いものから順に並べれば、以下のようなになる（数字は図21でのナンバリング）。なお（ ）内の「(a|b)」などの表記は、左が権利グループ、右が自由グループをさす（図21では、前者が行、後者が

列)。計算過程を示すために、( ) には矛盾する組み合わせも含めて記した。

ア	5	((d)(a), (e)(a), (f)(a))
イ	9, 16	((b)(a), (c)(a))
ウ	1	((a)(a))
エ	6, 13, 8, 15	((d)(b), (e)(b), (f)(b), ...)
オ	4, 10, 17, 12	((b)(b), (c)(b), (b)(c), ...)
カ	22, 26	((a)(b), (a)(c))
キ	3, 20, 11, 24, 7, 14, 2	((d)(d), (e)(d), (f)(d), ...)
ク	19, 23, 21, 25	((b)(d), (c)(d), (b)(e), ...)
ケ	18	((a)(d), (a)(e), (a)(f))

先と同様に、このア～ケの9段階を図21で図示すれば、図25のようになる。これが、カンガーの分析から導かれる、i の利己主義的視点からみた自由空間である。なおア～ケの各エリア内には矛盾した組み合わせも含まれるが、それについては図21を参照していただきたい。

j \ i	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
(a)	ウ	カ			ケ	
(b)						
(c)	イ	オ			ク	
(d)						
(e)	ア	エ				キ
(f)						

図25 カンガーの自由空間

同様に、リンダールの場合も考えよう。まず、i からみた自由グループ (5.E. の(a)' ~ (g)') の選好順序は、

$$(18) \quad (a)' > (b)' = (c)' = (d)' > (e)' = (f)' = (g)'$$

となり (ただし(17)と同様に、(b)' · (c)' · (d)' と(e)' · (f)' · (g)' を同順位と仮定する)、権利グループはそのちょうど逆になる。このため強度は、カンガーの場合と同じく、 $3^2 = 9$ 段階となる。先と同様に、ア～ケで表そう

（数字は図23でのナンバリング。図25と同じく、強いものから順に並べる。  
 (b)'(a)'などの記号の意味も同じ）。

- |   |                                |                                     |
|---|--------------------------------|-------------------------------------|
| ㉗ | 11                             | ((e)'(a)', (f)'(a)', (g)'(a)')      |
| ㉘ | 8, 9, 10                       | ((b)'(a)', (c)'(a)', (d)'(a)')      |
| ㉙ | 1                              | ((a)'(a)')                          |
| ㉚ | 15, 16, 20, 24, 25             | ((e)'(b)', (f)'(b)', (g)'(b)', ...) |
| ㉛ | 2, 13, 14, 18, 3 19, 22, 23, 4 | ((b)'(b)', (c)'(b)', (d)'(b)', ...) |
| ㉜ | 12, 17, 21                     | ((a)'(b)', (a)'(c)', (a)'(d)')      |
| ㉝ | 5, 27, 32, 6, 33, 35, 7        | ((e)'(e)', (f)'(e)', (g)'(e)', ...) |
| ㉞ | 26, 29, 30, 31, 34             | ((b)'(e)', (c)'(e)', (d)'(e)', ...) |
| ㉟ | 28                             | ((a)'(e)', (a)'(f)', (a)'(g)')      |

そして図26が、㉗～㉟の各エリアの配置を図23に示したものである（先の図25と同様、各エリア内には矛盾も含まれる）。

以上の図24～26を比較すれば、ホーフエルト、カンガー、リンダールの順で、自由空間における当事者の法的地位の理解が、徐々に深まっていることが明らかとなる。本稿での私の主張

j'i	(a)'	(b)'	(c)'	(d)'	(e)'	(f)'	(g)'
(a)'	㉗	㉜				㉟	
(b)'							
(c)'	㉘	㉛				㉞	
(d)'							
(e)'							
(f)'	㉙	㉚				㉝	
(g)'							

図26 リンダールの自由空間

は、この自由空間に示される法的地位の強さの違いから、自然言語における「特権」と「自由」という語の意味の違い（のうち、少なくとも一部）が生じている、というものである。これについては6.A.で述べよう。

## G. 自由度と選好

前節では、リンダールによる自由空間の基本発想を概観した。ホーフエ



ルド自身の見解を発展させることで、このような分析結果がえられるのは非常に興味深い。またリンダール自身も、この発想を経済学的分析に用いることを提案する<sup>627)</sup>など、その応用可能性はきわめて高いと思われる。しかし同時に指摘したように、リンダール自身の分析は、次の2つの前提に依拠していることにも注意したい。第1に、相対化されていない義務演算子を用いる（このためエゴイスト的視点と両立しない）。第2に、原子型の選好順序を決める際に、異論の余地がありうる箇所を同順位としている。この2つは、いずれも無視できない論点である。以下ではこのうち、第2の論点について検討したい（第1の論点は6.B.で扱う）。

すでに見たように、K-Lの原子型は単独型から導かれる概念である。そしてリンダールの単独型は、(i)  $D_i p$ , (ii)  $\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p$ , (iii)  $D_i \neg p$ の3つ（またはその否定）に義務演算子（ $\pm P$ ）を前置したものである。カンガーの分析にはこのうち(ii)がないこと、また(ii)はリンダールによれば「 $p$ について消極的である」を表すことについては、5.E.で述べた。では、この「消極的」とはいったい何だろうか？ 素直に考えれば、その反対語は「積極的」だろう。具体的には、先の(i)と(iii)がそれに当たるはずである。とすれば「消極的」とは、「(i)も(ii)も行わないこと」をさすことになりそうである。

この理解は、本稿の4.C.と4.D.で示した試論——その基本発想は、ウリクトによる「省略」の理解である——とは、一見するとかなり異なる。両者を比較すれば、次の図27のようになる。

	リンダール	本稿の試論
(i)	$p$ をもたらず	$p$ をもたらせる + もたらず
(ii)	$p$ も $\neg p$ ももたらさない	$p$ をもたらせない(よって、もたらさない)
(iii)	$\neg p$ をもたらず	$p$ をもたらせる + もたらさない

図27 2つの意味論の比較

627) Lindahl 2006 は、この問題意識で書かれている。

両者を比較すれば、リンダールは行動演算子の意味を、ごくストレートに解しているといえる。他方、本稿の意味論は行動の省略を表すことに力点があり、行動演算子のもともとの意味からはやや離れている。

しかし私の理解では、この2つの意味論の違いはそれほど大きなものではない。このことを示すために、リンダール自身による「消極的」の語の意味を確認しておこう。リンダールは、次のように説明している<sup>628)</sup>。

…ある行為者が「消極的である」とは、その行為者が、「pである」も「pでない」ももたらせない (does not successfully see to it) ということである。しかしながら、だからといってその行為者が、(p に関していっさい何もしないという) 厳密な意味で「消極的 (passive)」とはかぎらない。ゆえに消極的であることは、たとえばその行為者が p を支持し奨励することとも——それらの行動が成功しないという条件で——両立する。

もし先の(ii)の類型が、2文目にいう「厳密な意味」での消極性にかぎられるならば、リンダールと本稿の意味論は大きく異なるものになる。しかしそうではないことが、リンダールによって明示されている。加えて、1文目の「もたらせない」(もたらすことに成功しない) という表現には、明らかに「可能」の意味が入っている (3文目にも同様の表現がある)。このことも、2つの意味論の連続性を示すものといえる。

もっとも、両者は完全に同一というわけでもない。特に(ii)については、リンダールの場合は「できない」だけでなく「できるが、あえて何もしない」の場合も含む。これに対して本稿の場合は、このうち前者の場合にかぎられる (後者は(iii)に含まれることになる)。要するに、2つの意味論の違いは、この「できるが、あえて何もしない」という類型を(ii)と(iii)のどちらかに振り分けるかにある。重要な論点だが、本稿では立ち入らないでおく。

---

628) *Id.* at 339 n.31.

以上、リンダールの体系の基礎部分をやや詳しく見てきた。この理解を前提として、次に原子型の選好順序の問題に進みたい。この論点は同時に、なぜ本稿が、自由度に代えて「選好」の語を用いるか、という点にも関係する。

リンダール自身の分析は、当事者の——選好順序ではなく——自由度（つまり、自由の量）を比較するものである。自由度を視覚的にわかりやすく示すために、リンダールは、

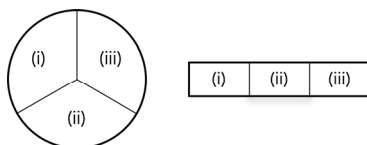


図28 自由度の図示法

図28のうち左図を用いる<sup>629)</sup>。(本稿では4.C.と4.D.で、図28の右図を用いた。どちらでも同じ内容を表せるが、ここでは原文との対応関係を優先して、リンダール自身の左図を用いる。) ここで円の全体は、ある当事者  $i$  がある事態  $p$  についてとりうるすべての行動の集合を示す。この集合は上記(i)~(iii)の3類型からなるので、円を3つの領域に分割し、それぞれに各類型を割り当てている。しかもリンダールは、(i)~(iii)のそれぞれに  $P$  を前置した場合の自由の量が、すべて等しいと仮定している。図28で、円が3等分されているのはそのためである。なお、各領域に色がついている場合はその行動への許可を、ない場合は禁止を表す(図28ではどの領域にも色がないが、実際には、(i)~(iii)のうち少なくとも1カ所に色がつく)。

以上を前提とすれば、リンダールによる7つの義務的基礎連言(5.E.の(a)'~(g)')の違いをより明確に示せる。それは具体的には、図28の各領域のうち、どの領域に色を付けるかの違いである。5.F.の(i8)で、義務的基礎連言の間の選好順序を示したが、これをリンダール自身の見解により忠実に、自由度という観点でとらえ直せば、次の図29のようになる。

629) LINDAHL 1977, 104f を参照。

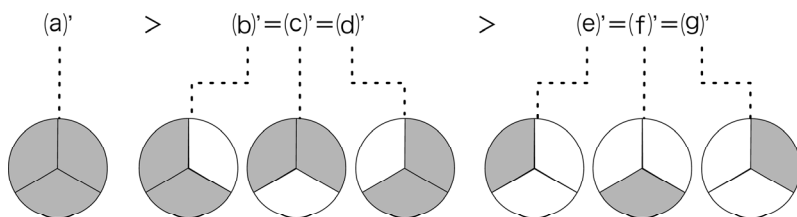


図29 各義務的基礎連言の自由度

自由度の3つの段階が、色のついた領域の数の違い（左から順に、3カ所→2カ所→1カ所）で示されることに注意したい。このように、色のついた領域が多ければ多いほど、自由度が高い。言い換えれば、自由度は、円中の色のついた領域の面積に比例することになる。

もっともこれだけでは、各類型のイメージをつかむには不十分だろう。そこで(a)'～(g)'のそれぞれについて、簡単な具体例もあげておこう<sup>630</sup> ((i)～(iii)のpにあたる部分のみを示す。いずれも行為者はi。jはiの隣人で、例文中の「境界線」はiの土地とjの土地とを区切る線をさす。なお前提となる意味論は、リンダール自身のものである)。

- (a)' … iの家が、別の色に塗り替えられる
- (b)' … 境界線上に垣根ができる
- (c)' … iの家を建てるのに必要な各種申請がなされている
- (d)' … jの土地の境界線近くに、倒れそうな大木が植えられる
- (e)' … iの家が建築基準法に従っている
- (f)' … jの家が、別の色に塗り替えられる
- (g)' … iの家が建築基準法に違反している

630) 以下の例のうち、(c)を除く6つは、*id.* at 92-93 (F<sub>1</sub>～F<sub>6</sub>)の例を適宜変更したものである。また(c)は、*id.* at 97-98, 286-87の例を参考にした。5.E.で述べた基本型（個人主義的2当事者型）の例として、*id.* at 133-40も参照。

このうち自由度が最大なのは(a')で、iはp(つまり、上の例文で示される事態)をもたらしてももたらさなくても、あるいは「消極的」でもかまわない。次に自由度が大きいのは(b')~(d')の3つで、(b')は $\neg p$ をもたらすこと、(c')はpについて消極的であること、(d')はpをもたらすことのみが禁じられる。このうちでは(c')がややわかりにくい、(c')で「消極的」であることが許されないのは、iのとりうる行動が、

家を建てるならば、pをもたらすべき

家を建てないならば、 $\neg p$ をもたらすべき

のいずれかしかない(つまり、どちらでもいいという態度は許されない)ためである。なお、残る(e')~(g')の3つは自由度が最小で、(e')はpをもたらすこと、(f')はpについて消極的であること、(g')は $\neg p$ をもたらすことのみが許される(つまり、それぞれをする義務がある)。

以上がリンダールによる自由度の概略である。ここで注意すべきは、行動全体の集合(図28左では、円全体)が、(i)~(iii)で正確に等分されるという想定である(そうでなければ、(b')~(d')や(e')~(g')が等量とはいえない)。しかし、この想定は妥当だろうか? 私が特に疑問なのは(ii)である。前述したように、(ii)のうち少なくとも一部は、(i)も(iii)も「できない」の意である。しかし、「できない」という事態を許可することにより、当事者の「自由」の総量が増えるのだろうか?

そもそも特定の行動と無関係な「事態に対する自由」という概念が成り立つかどうかとも疑わしいが、この点は置くとしよう。リンダールの説明によれば、(ii)の類型には、(i)も(iii)も**もたらさない**という「行動に対する自由」と、(i)も(iii)も**もたらせない**という「事態に対する自由」の2つがあり、かつ、この2つを合計した自由の量が、(i)や(iii)のそれと正確に等しいことになる。しかし、そう言えるだろうか? 特に「事態に対する自由」は、必ずしも当事者の「行動に対する自由」を拡大しない点に注意する必

要がある（たとえば4.C.の文盲の例で言えば、仮に「文字を読めない自由」を認めても、文盲の人の行動できる範囲が広がるわけではない）。最終的には、自由度をどのように数値化するかという問題に行き着くが、少なくとも、「行動に対する自由」と「事態に対する自由」とを同一の尺度で比較するのは無理ではないだろうか。仮に話を「行動に対する自由」に限定すれば、(ii)で示される領域のうち少なくとも一部を、自由の総量から除外すべきことになる<sup>631</sup>（この問題は、前述した2つの意味論——リンダール自身または本稿による——のうち、どちらを採用しても生じる）。よって(ii)の面積は、その分だけ、(i)や(iii)より小さくなる——つまり、(i)・(iii)と(ii)は等量ではない——と考えられる。

私が「自由度」ではなく「選好順序」で考えるのは、まさにこの点と関係している。「選好」ならば、自由の量そのものが等しいかどうかは問題でない。というのも、(i)~(iii)の自由の量が異なっても、それぞれに対する選好強度が等しい場合はあるからである。よって、先の「できない行動」の問題を回避できる。もちろんこの見解では、はたして選好強度が等しいかどうか——あるいは、そう想定するのが妥当かどうか——が新たに問題となる。この問題に対する答えは、個別の事例ごとに、当事者*i*が事態*p*に対して、どのような選好をもつかに依存する（その分だけ、自由度の場合よりも客観性が減ることは否定できない）。選好がわかる場合はそれを使えばいいが、最終的な問題は、当事者の具体的な選好が不明の場合に、各選好強度が等しいと仮定できるかという点にありそうである。しかしこの論点を検討するには、前提となる選好概念を明確に定義する必要があり、本稿で扱うのは適当でない。

---

631) リンダールは、たしかに(c')が存在する（つまり、空集合ではない）ことは示している（前掲注630の該当箇所を参照）。しかし、(c')の自由の量が、(b')や(d')と等しいことまでは示していない。

## H. その他の論点

その他, K-L の分析に対しては, これまでに多くの指摘ないし批判がなされている。以下では, そのうちいくつかについて簡単に検討したい。第 1 に, 自由空間における「差し控え」をどう扱うかという問題がある。リンダールの自由空間での基本単位は, 5.G. の(i)~(iii)——つまり本稿の意味論では, ある行動とその(最広義または狭義の)省略——だった。ここでは, 行動演算子を反復適用した形(たとえば,  $D_j D_i p$ )は, 考察対象から除外されている。しかし私の理解では, 行動の——省略から区別された——(最広義または狭義の)差し控えは, 反復適用により表される(4.D.を参照)。とすれば, 自由空間において, 行動演算子を反復適用した形をも考慮すべきではないだろうか。具体的には, 義務的基礎連言を導くにあたり, 5.E.の(9)と,

$$(19) \quad \begin{aligned} & \pm PD_j D_i p \wedge \pm P(\neg D_j D_i p \wedge \neg D_j \neg D_i p) \wedge \pm PD_j \neg D_i p \wedge \\ & \pm PD_i D_j p \wedge \pm P(\neg D_i D_j p \wedge \neg D_i \neg D_j p) \wedge \pm PD_i \neg D_j p \end{aligned}$$

との連言を考えることになる。この点については, 本稿ではまったく手をつけずに残さざるをえない。

第 2 に, これとほぼ同様のことが, 本稿冒頭(1.)の批判 2——つまり, 自由に対する法的保護の必要性——についてもいえる。本稿では 2.B.で, この批判に答えるには, 「じゃまをしない」や「助ける」という概念を体系内で表せる必要があると示唆した。K-L の分析でこれらの概念に相当するのは,  $D_i p$  に対して, 前者が  $\neg D_j \neg p$ , 後者が  $D_j p$  だと考えられる<sup>632)</sup>(ちなみに DL1' では, 図18の⑤・⑦と④・②での  $j$  の地位がそれである)。しかし, これらの定式で十分だろうか? これらは「じゃましない/助ける」ではなく, 単に  $j$  自身が—— $D_i p$  とはまったく無関係に

---

632) このうち前者について, LINDAHL 1977, 125-26 を参照。

—— $p$ を実現するだけではないか？ 根本的な原因は、先の式では、いずれも  $D_i p$  との関係が明示されないことにある<sup>633)</sup>。代替案としては、やはり行動演算子の反復適用を使うべきではないだろうか。具体的には、本稿の  $F_3$  説では、たとえば「 $j$ が、 $i$ が $p$ をもたらすのをじゃまする」は  $D_j \neg D_i p$  と書ける<sup>634)</sup>。同様に、「 $j$ が、 $i$ が $p$ をもたらすのを助ける」は、 $D_j D_i p$  となると考えられる<sup>635)</sup>。この見解によれば、たとえば  $PD_i p$  に対応する  $i$  の権利——つまり、 $j$  の義務——は、 $O \neg D_j \neg p$  や  $OD_j p$  ではなく、 $O \neg D_j \neg D_i p$  か  $OD_j D_i p$  のいずれか（前者は後者から導ける）となる。きわめて重要な論点だが、本稿では、この方向性については次の 5.I. の最後で簡単にふれるにとどめる。

第3に、義務的基礎連言の導出過程を、行動演算子の反復適用とは別の面で、さらに精緻化する試みがある。この方向性は、M・サーガットらが精力的に進めている。サーガットらはリンダールの分析を、大きく以下の2点で変更する。まず一方では、基礎単位となる行動演算子の内容がさらに細分化される。これは、リンダールの (i)  $D_i p$ , (ii)  $\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p$ , (iii)  $D_i \neg p$  のそれぞれに  $\pm P$  を前置する際に、さらに  $\pm$  のステップを1つ付け加えることによる。具体的には、5.E.の(8)を、

$$(20) \quad \pm P \pm (\pm \alpha) \quad (\text{ただし、} \alpha \text{ は上記の(i)~(iii)か、その} \neg p/p)$$

633) ほぼ同様の観点から、マキンソンは、K-L が、通常の義務の範囲を十分にカバーしていない点を問題とする。たとえば、「Aする（のをじゃまされない）権利」に対応するのは、行為名説では「Aするのをじゃましない義務」だが、命題説では「Aでない状態を生じさせない義務」となる。この両者はまったく別のことである。Makinson 1986, 415-16. この批判は、たとえば  $PD_i p$  に対して、対応する義務を  $O \neg D_j \neg p$  と理解することに対して向けられている。

634) 以下も参照。Jones & Sergot 1992, 112-13; Sergot 2001, 588.

635) もっとも、先の 4.B.では、この形が「使役」を表すとした。 $F_3$  説の言語では、これらの態様を区別できない。



に変更するのである<sup>636)</sup> (つまり  $\alpha$  も考慮すれば,  $\pm$ が——(8)の 3 カ所に対して—— 4 カ所となる)。もっともサーガットが指摘するように, この変更は標準的な義務論理体系 (本稿の  $F_3$  説も含む) には影響がない<sup>637)</sup>。しかしすぐ後で述べるように, 最終的に  $F_3$  説をそのままの形で採用すべきかどうかについては検討の余地があるため, 体系の選択によっては, (20) の帰結をも考慮すべきことになる。また他方で, もう 1 つの細分化として, サーガットらは先の(i)~(iii)のうち, 特に(ii)にも着目している<sup>638)</sup>。具体的には, (ii)を  $p$  の真偽に応じて,

$$(21) \quad p \wedge \neg D_i p$$

$$(22) \quad \neg p \wedge \neg D_i \neg p$$

---

636) Sergot 2001, 595. よって義務的基礎連言は, 前掲注579のマキシ連言で示せば,

$$\left[ \left[ \pm P \pm \left[ \left[ \pm D \left( \begin{matrix} i \\ j \end{matrix} \right) \pm p \right] \right] \right] \right]$$

となる (内側の[[ ]]の前に,  $\pm$ がつくことに注意)。

637) (20)からえられる義務的基礎連言のうち,  $P$ の後に $\neg$ を加えたものは, 5.E.(a)' ~ (g)'には含まれない。それらは具体的には, 以下の7つである (( )内には, 矛盾する場合は $\perp$ を, また(a)' ~ (g)'の中に等しいものがあればそれを記した)。

$$(h)' \quad P \neg D_i p \wedge P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P \neg D_i \neg p \quad (\equiv (a)')$$

$$(i)' \quad P \neg D_i p \wedge P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg P \neg D_i \neg p \quad (\equiv (g)')$$

$$(j)' \quad P \neg D_i p \wedge \neg P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P \neg D_i \neg p \quad (\equiv (f)')$$

$$(k)' \quad \neg P \neg D_i p \wedge P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P \neg D_i \neg p \quad (\equiv (e)')$$

$$(l)' \quad P \neg D_i p \wedge \neg P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg P \neg D_i \neg p \quad (\equiv \perp)$$

$$(m)' \quad \neg P \neg D_i p \wedge P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg P \neg D_i \neg p \quad (\equiv \perp)$$

$$(n)' \quad \neg P \neg D_i p \wedge \neg P \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P \neg D_i \neg p \quad (\equiv \perp)$$

( )内の導出は, まず(h)'の各連言肢は, (a)'の各連言肢のうち, どれか2つの連言と等しい。よって, (h)'は(a)'と等しいことがわかる。また(i)' ~ (k)'は,  $\neg P \neg$ を $\circ$ に置換すれば, 残りの2つの連言肢がそれと両立するとわかる。そして(l)' ~ (n)'は, 2カ所の $\neg P \neg$ を $\circ$ に置換すれば, その2つが矛盾するとわかる。以上から, (h)' ~ (n)'は, すでに(a)' ~ (g)'に含まれていることが示される。

638) サーガットは, 「累積的な事実/行為の諸地位 (cumulative fact/act positions)」とよぶ。Sergot 2001, 596-98.

の2つに分解するのである<sup>639)</sup>。この変更でえられる結果は、K-Lの場合よりもさらに細分化されたものとなる。いずれも非常に興味深いのが、本稿では扱えなかった。

第4に、分析の基礎となる公理系（本稿では、K-Lの分析についてはF<sub>3</sub>説を用いた）についても、さらに検討の余地がありそうである。本稿の拡張体系（3.のA説～I説）との関係で言えば、たとえばリンダール自身は、そのうちH説との接合を試みている<sup>640)</sup>。他方で、本稿のように許可の強弱の問題を重視する観点からは、D説との組み合わせも検討すべきだろう（次節で扱う）。さらには、矛盾する規範や対立する義務がありうるという現実を重視するならば、公理A2を採用すべきかという問題もあるだろう。F<sub>3</sub>説はこれを肯定しており、ホーフエルト自身の分析（2.E.を参照）と著しい対象をなす。しかし、もしA2を拒絶すれば、分析結果も変わる。カンガーの場合で言えば、まず強度ダイアグラム（5.C.）のうち、TF<sub>33</sub>とTF<sub>36</sub>が成り立たなくなる。また原子型を導く際に、消去できない組み合わせが新たに生じる。よって原子型の数はさらに増えることになる。A2の採用の是非は、最終的には、規範間の論理関係をどう理解するかで決まる<sup>641)</sup>。私は現時点では、A2そのものを拒絶する代わりに義務演算子を相対化すれば、先の「矛盾」に相当する事態の——すべてではないにせよ——多くを表せると考えている。本稿では立ち入れないが、関係する論点を6.B.で扱う。

K-Lの分析そのものの検討は以上で終えることにする。次節では、K-Lの分析に対して、私自身が変更を加えた体系を示すことで、先の様々な問題点のうち、ごく一部だけでも解決することをめざしたい。

639) pの真偽を考慮する場合でも、AF<sub>31</sub>より、(i)からはpが、(iii)からは¬pが導けるため、この2つに関しては特に影響がない。また(ii)は、±pと(¬D<sub>1</sub>p ∧ ¬D<sub>1</sub>¬p)の連言だが、同じくAF<sub>31</sub>よりp ⊃ ¬D<sub>1</sub>¬pと¬p ⊃ ¬D<sub>1</sub>pが導けるため、本文の(21)と(22)のように簡略化できる。

640) Lindahl 1994, 902-09.

641) この問題については、三本 2007 で整理を試みた。

## 1. D 説との接合

本稿では3.で、義務論理の拡張体系をいくつか検討し、本稿の目的にとっては、そのうちD説とF説が最もふさわしいと述べた。また、続く4.では、F説の諸類型(F<sub>1</sub>説～F<sub>4</sub>説)を比較し、あくまで暫定的にはあるが、そのうちF<sub>3</sub>説を採用するのが妥当とした(5.でのここまでの分析は、このF<sub>3</sub>説を基礎としている)。これらの結論を受け、以下では、F<sub>3</sub>説とD説を接合した体系を考えたい。具体的には、F<sub>3</sub>説の基礎にある義務論理体系(DL4)に代えて、3.D.のD説を採用する(以下、この体系をDF<sub>3</sub>説とよぶ)。つまり、F<sub>3</sub>説のD1とA2に代えて、AD1～AD3とDD1が採用される(詳しくは3.D.を参照)。行動論理関係など、F<sub>3</sub>説のその他の部分はそのままである。以下ではまず、このDF<sub>3</sub>説で、K-Lと同様の分析を行った場合の帰結を示す。ただしDF<sub>3</sub>説は、上記の点以外ではF<sub>3</sub>説と同じため、5.G.と5.H.で述べた難点もそのまま引き継ぐ。そこで本節の最後に、DF<sub>3</sub>説をさらに修正し(この体系をDF<sub>3</sub>'説とよぶ)、そのうちいくつかを解決する方向性を示したい。

まずDF<sub>3</sub>説であるが、分析の前提となる義務的基礎連言の発想そのものは、先に見たりンダールの場合と同じである。ただしDF<sub>3</sub>説にはD1がないため、OとPは相互定義できない。具体的には、AD3の逆に相当する、 $\neg F_p \supset P_p$ が成り立たなくなる(D説では、規範の不存在から存在を導くことはできない)。このため義務的基礎連言として、K-Lの場合と異なり、PとO(F)とをまったく別物として扱う必要がある。具体的には、義務的基礎連言は、5.E.の(9)と次の(23)との連言から導かれることになる(Fを用いて記した)。

$$(23) \quad \begin{aligned} & \pm FD_{ip} \wedge \pm F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \pm FD_i \neg p \wedge \\ & \pm FD_{ip} \wedge \pm F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \pm FD_i \neg p \end{aligned}$$

導出の手順としては、まず(9)と(23)のそれぞれについて可能な組み合わせ

を求めた上で、それぞれから1つずつを取り出すのがいいだろう。これまでと同様に、自由グループ（(9)や(23)の6つの連言肢のうち、最後の3つ）と権利グループ（最初の3つ）を区別して考えよう。なお(9)——つまり、 $\pm P$ を前置する場合——について、 $DF_3$ 説ではすべて否定の組み合わせも除外されないことに注意。他方、(23)——つまり、 $\pm F$ を前置する場合——では、すべてFということはない。よって、まず自由グループについては、以下に示すように、(9)について(i)~(viii)の8通り、(23)について(i)'~(viii)'の7通りが区別できる。

- |        |  |
|--------|--|
| (i)    | $PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$                |
| (ii)   | $PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$           |
| (iii)  | $PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$           |
| (iv)   | $\neg PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$           |
| (v)    | $PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$      |
| (vi)   | $\neg PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$      |
| (vii)  | $\neg PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$      |
| (viii) | $\neg PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$ |
|        |  |
| (i)'   | $\neg FD_{ip} \wedge \neg F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg FD_{ip}$     |
| (ii)'  | $\neg FD_{ip} \wedge \neg F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge FD_i \neg p$      |
| (iii)' | $\neg FD_{ip} \wedge F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg FD_i \neg p$      |
| (iv)'  | $FD_{ip} \wedge \neg F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg FD_i \neg p$      |
| (v)'   | $OD_{ip}$  |
| (vi)'  | $O(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p)$  |
| (vii)' | $OD_i \neg p$  |

義務的基礎連言を求めるには、(i)~(viii)と(i)'~(vii)'の各グループから1つずつを取り出し、その連言をとればいい。つまり、単純計算で $8 \times 7 = 56$ 通りとなる。しかし、実際には矛盾する組み合わせがある（たとえば、(i)と

(v)' ため, それらを除くする必要がある。ここでは(i)' ~ (vii)' から順に 1 つずつを取り出して, (i)~(viii)のそれぞれと連言で結び, 矛盾するかどうかを調べよう。すると, 矛盾しない組み合わせは,  $8+4+4+4+1+1+1=23$ 通りとわかる。以下がその一覧である (DD1 と TD1 を用いて, 弱い許可を  $P^-$  で表す。また右に, 上記のどの組み合わせからえられるかを記した)。

(a)"	$PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(i)(i)'
(b)"	$PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(ii)(i)'
(c)"	$PD_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(iii)(i)'
(d)"	$P^- D_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(iv)(i)'
(e)"	$PD_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(v)(i)'
(f)"	$P^- D_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(vi)(i)'
(g)"	$P^- D_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(vii)(i)'
(h)"	$P^- D_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(viii)(i)'
(i)"	$PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge FD_i \neg p$	...	(ii)(ii)'
(j)"	$PD_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge FD_i \neg p$	...	(v)(ii)'
(k)"	$P^- D_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge FD_i \neg p$	...	(vi)(ii)'
(l)"	$P^- D_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge FD_i \neg p$	...	(viii)(ii)'
(m)"	$PD_{ip} \wedge F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(iii)(iii)'
(n)"	$PD_{ip} \wedge F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(v)(iii)'
(o)"	$P^- D_{ip} \wedge F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(vii)(iii)'
(p)"	$P^- D_{ip} \wedge F(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(viii)(iii)'
(q)"	$FD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(iv)(iv)'
(r)"	$FD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(vi)(iv)'
(s)"	$FD_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$	...	(vii)(iv)'
(t)"	$FD_{ip} \wedge P^-(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge P^- D_i \neg p$	...	(viii)(iv)'
(u)"	$OD_{ip}$	...	(v)(v)'
(v)"	$O(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p)$	...	(vi)(vi)'

(w)'' OD<sub>i</sub>¬p … (vii)(vii)'

以上が自由グループについての義務的基礎連言だが、権利グループについても、iをjに代えればまったく同様の結果がえられる。そこで、それぞれを用いて、DF<sub>3</sub> 説での基本型を求めよう。これは単純計算では、23<sup>2</sup>=529通りとなる。しかしこの中には、K-Lの場合と同様に、やはり矛盾する組み合わせがある。このことは、以下の帰結を考えればわかる（導出方法については5.C.と5.E.を参照<sup>642)</sup>）。

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (a)'' → Pp ∧ P¬p | (m)'' → Pp ∧ P¬p |
| (b)'' → Pp       | (n)'' → Pp       |
| (c)'' → Pp ∧ P¬p | (o)'' → P¬p      |
| (d)'' → P¬p      | (p)'' → なし       |
| (e)'' → Pp       | (q)'' → P¬p      |
| (f)'' → なし       | (r)'' → なし       |
| (g)'' → P¬p      | (s)'' → P¬p      |
| (h)'' → なし       | (t)'' → なし       |
| (i)'' → Pp       | (u)'' → Op       |
| (j)'' → Pp       | (v)'' → なし       |
| (k)'' → なし       | (w)'' → O¬p      |
| (l)'' → なし       |                  |

この点に注意しつつ、基本型の一覧をこれまでと同様に表にすれば、以下の図30ようになる。なおリンダールの基本型と比較しやすいように、

---

642) DF<sub>3</sub> 説でも AF<sub>3</sub>1 は維持されており、また DR2 と DR3 も導ける。D1 や D2 を使う必要もない。よって、基本的な手順は同じである。なお前掲注612では、¬P (¬D<sub>i</sub>p ∧ ¬D<sub>i</sub>¬p) の場合に D1 を使ったが、これは DF<sub>3</sub> 説では F (¬D<sub>i</sub>p ∧ ¬D<sub>i</sub>¬p) か P<sup>-</sup> (¬D<sub>i</sub>p ∧ ¬D<sub>i</sub>¬p) のいずれかに還元される（いずれも、行動演算子を消去できない）。したがって、この場合も D1 を使う必要はない。

表中のナンバリングはリンダールによるものを記した（先の図23と比較されたい）。このため、DF<sub>3</sub> 説では複数の基本型に分解される法的地位も、ナンバリングが同じならば、図30では1つの大きなマスにまとめて記している。なお、表中で※の欄は、DF<sub>3</sub> 説でのみ登場する基本型である。

j\i	(a) <sup>n</sup>	(b) <sup>n</sup>	(c) <sup>n</sup>	(d) <sup>n</sup>	(e) <sup>n</sup>	(f) <sup>n</sup>	(g) <sup>n</sup>	(h) <sup>n</sup>	(i) <sup>n</sup>	(j) <sup>n</sup>	(k) <sup>n</sup>	(l) <sup>n</sup>	(m) <sup>n</sup>	(n) <sup>n</sup>	(o) <sup>n</sup>	(p) <sup>n</sup>	(q) <sup>n</sup>	(r) <sup>n</sup>	(s) <sup>n</sup>	(t) <sup>n</sup>	(u) <sup>n</sup>	(v) <sup>n</sup>	(w) <sup>n</sup>
(a) <sup>n</sup>																	—		—				
(b) <sup>n</sup>																	※		—				
(c) <sup>n</sup>																	—		—				
(d) <sup>n</sup>	1				12				17				21				—	28	※				
(e) <sup>n</sup>																	※		—				
(f) <sup>n</sup>																	※		※				
(g) <sup>n</sup>																	—		※				
(h) <sup>n</sup>																	※		※				
(i) <sup>n</sup>																			—				
(j) <sup>n</sup>	8				2				18				22				26	29	—				
(k) <sup>n</sup>																			※				
(l) <sup>n</sup>																			※				
(m) <sup>n</sup>																	—		—				
(n) <sup>n</sup>	9				13				3				23				※		—				
(o) <sup>n</sup>																	—		※				
(p) <sup>n</sup>																	※		※				
(q) <sup>n</sup>																	—						
(r) <sup>n</sup>																	※						
(s) <sup>n</sup>	10				14				19				4				—	31	34				
(t) <sup>n</sup>																	※						
(u) <sup>n</sup>	—	※	—	—	※	※	—	※	15				—	※	—	※	—	※	—	※	5	32	—
(v) <sup>n</sup>	11				16				20				24				27	6	35				
(w) <sup>n</sup>	—	—	—	※	—	※	※	※	—	—	※	※	—	—	※	※	25				—	33	7

図30 三本による基本型 (DF<sub>3</sub> 説)

その総計を求めるには、明らかに矛盾のほうが少ないため、こちらを数えよう。表中で矛盾する組み合わせは、(u)<sup>n</sup> と(w)<sup>n</sup>（縦横とも）に各9マスずつあるだけである（そのうち2カ所が、縦と横で重複している）。つま

り、 $9 \times 4 - 2 = 34$ 通りとわかる。ゆえに、求める答えは、 $529 - 34 = 495$ 通りである。

このように、 $DF_3$  説においては、リンダールの基本型がさらに細分化される。たとえば、リンダールの基本型 1 は、 $DF_3$  説では  $8^2 = 64$  通りに分解される。また公理系の違いにより、 $DF_3$  説では矛盾の一部が解消する。たとえば  $(b)''(u)''$  は、 $P^-D_j \neg p$  から行動演算子を消去できないため、 $(PD_j \neg p$  の場合と異なり)  $Op$  と矛盾しない。

では、これらの基本型が構成する自由空間は、どのようになるだろうか？ まず前提として、選好順序については、5.F.と同じく利己主義的視点を採用する。これまでと同様に、 $i$  からみた自由グループ（先の  $(a)'' \sim (w)''$  で示される）から考えれば、その選好順序は

$$(24) \quad (a)'' > (b)'' = (c)'' = (d)'' > (e)'' = (f)'' = (g)'' > (h)'' > \\ (i)'' = (m)'' = (q)'' > (j)'' = (k)'' = (n)'' = (o)'' = (r)'' = (s)'' > \\ (l)'' = (p)'' = (t)'' > (u)'' = (v)'' = (w)''$$

の 8 段階になるだろう ( $P^-$  の扱いについては疑問もありうるが、立ち入らない)。他方、 $i$  からみた権利グループは、利己主義的視点では、(24)のちょうど逆になる。よって基本型としては  $8^2 = 64$  段階の強度が考えられる。各段階を図示すれば、ちょうど先の図26と図30を組み合わせたものとなる。すでに結果は明らかと思われるので、本稿では省略しよう。

なお最後に、5.H.で示した課題のうち、行動演算子の反復適用に関するもの——つまり、「差し控え」と「じゃまをしない／助ける」の定式化の問題——について、それぞれを解決する方向性を示しておきたい（以下、この2点について  $DF_3$  説を修正した体系を  **$DF_3'$  説**とよぶ）。 $DF_3'$  説は、公理系そのものは  $DF_3$  説と変わらない。違いは、義務的基礎連言の導出の際に、上記2点を以下の形で考慮することにある。まず前者については、リンダールの基礎的義務連言（5.E.の(9)）に5.H.の(19)を加える。



つまり、次のようになる。

$$\begin{aligned}
 (25) \quad & \pm PD_j p \wedge \pm P(\neg D_j p \wedge \neg D_j \neg p) \wedge \pm PD_j \neg p \wedge \\
 & \pm PD_i p \wedge \pm P(\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \pm PD_i \neg p \wedge \\
 & \pm PD_j D_j p \wedge \pm P(\neg D_j D_j p \wedge \neg D_j \neg D_j p) \wedge \pm PD_j \neg D_j p \wedge \\
 & \pm PD_i D_i p \wedge \pm P(\neg D_i D_i p \wedge \neg D_i \neg D_i p) \wedge \pm PD_i \neg D_i p
 \end{aligned}$$

また後者については、(25)の各連言肢に含まれる行動に対して、さらにD演算子を前置した式を考えることになる。もともになる行動を、(25)に示される*i*の行動のうち、基本レベルである2行目の3つの連言肢としよう（メタレベルである4行目も考慮すべきかもしれないが、とりあえず除外する）。各連言肢には、順に(i) $D_i p$ 、(ii) $\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p$ 、(iii) $D_i \neg p$ という行動が含まれるが、このそれぞれに対して、*j*が「じゃまする」場合と「助ける」場合とがありうる。(i)~(iii)のそれぞれに対する*j*の行動を順に示せば、以下のようになる。

$$\begin{aligned}
 (26) \quad & \pm PD_j D_i p \wedge \pm P(\neg D_j D_i p \wedge \neg D_j \neg D_i p) \wedge \pm PD_j \neg D_i p \\
 (27) \quad & \pm PD_j (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \pm P(\neg D_j (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \\
 & \quad \neg D_j \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p)) \wedge \pm PD_j \neg (\neg D_i p \wedge \neg D_i \neg p) \\
 (28) \quad & \pm PD_j D_i \neg p \wedge \pm P(\neg D_j D_i \neg p \wedge \neg D_j \neg D_i \neg p) \wedge \pm PD_j \neg D_i \neg p
 \end{aligned}$$

いずれも大きく3つの連言肢からなるが、そのうち「じゃまする」が第3、「助ける」が第1、「じゃまも助けもしない」が第2の連言肢の内容として示されている。なお、以上は*i*の行動に対する*j*の（メタレベルの）法的地位だが、(26)~(28)の*i*と*j*をすべて入れ替えれば、*j*の行動に対する*i*の法的地位もえられる（それぞれを、(29)~(31)とする）。

ゆえに、 $DF_3'$  説での義務的基礎連言は、(25)~(31)の7つを連言で結んだものから導かれる（しかも  $DF_3'$  説では、 $DF_3$  説と同じく、 $P$ と $P^-$ が区

別されることに注意)<sup>643)</sup>。ここから DF<sub>3</sub>' 説での各義務的基礎連言と基本型が導かれ、それを用いた自由空間が求められる。自由空間について本稿の趣旨を貫徹するには、少なくとも以上の作業を行う必要がある。しかし複雑になりすぎるため、本稿ではこれ以上の検討には立ち入れない。

## 6. 若干の考察

先の 5.I. では試論として、D 説と F 説を組み合わせた体系 (DF<sub>3</sub> 説, DF<sub>3</sub>' 説) を示した。これを受けて、まず DF<sub>3</sub> 説の観点から、本稿の冒頭に示した 3 つの批判に対してどのように応答できるかを整理する (A.)。次に、F<sub>3</sub> 説・DF<sub>3</sub> 説・DF<sub>3</sub>' 説に残された課題の 1 つである、義務演算子の相対化の問題を概観する (B.)。最後に、本稿のような試みが、法哲学や法学一般に対してもつ意義を述べた上で (C.)、結語を述べる (D.)。

### A. 結論——特権と自由

ここでは本稿の結論として、5.I. での考察結果をもとに、本稿冒頭 (1.) の 3 つの批判に応答したい。まず、これら 3 つの批判に対する応答をまとめて先に述べておけば、次のようになる。——ホーフエルトの分析は、少なくとも論理的な観点からは不十分であり、まさにそのために、先の 3 批判が指摘する難点を避けられない。しかし適切な論理体系を採用し、それを法的諸概念の分析の基礎にすれば、これらの難点をさけることができる。5.I. で示した DF<sub>3</sub> 説や DF<sub>3</sub>' 説は、そのような論理体系の候補の 1 つである。

---

643) しかも実際には、これでも十分ではない。というのも、本稿ではホーフエルトのいう「権能」については完全に除外しているが、この概念も *i* の法的地位の強さに大きく影響するからである。つまり、*i* の法的地位を考える場合、実際には、*i* や *j* の基本型の各連言肢に対する、*i* や *j* の権能の有無をも考慮しなくてはならない。そのためには、そもそも権能をどのように定式化すべきかという大問題に答える必要がある。私自身の見解は、別の機会に述べたい。

大きく言えば、以上が私の主張である。これを受けて、先の 3 つの批判に対する具体的な解答を以下に示そう。ただし表記の必要上、以下では—DF<sub>3</sub> 説ではなく—DF<sub>3</sub>' 説を前提に記す。同体系については 5.I. でも十分に検討していないが、お許し願いたい。なお以下の各ペア (①～④) は、いずれも、自由を表す式の一列をまず記し、それに対応した特権の式を記している。

まず批判 1 に対して。これは、片面的自由と両面的自由の区別にかかわるものだった。K-L の分析では、前者は単独型、後者は義務的基礎連言で表される。具体的には、仮に前者を PD<sub>i</sub>p とすれば、後者はカンガーなら 5.C. の(a)と(b)、リンダールなら 5.E. の(a)' ～(c)' がそれである<sup>644</sup>。DF<sub>3</sub> 説やDF<sub>3</sub>' 説でも、基本はリンダールの場合と変わらない (DF<sub>3</sub>' 説では、さらにメタレベルの両面的自由が加わるが)。そこで以下に、リンダールの場合を結論として示しておこう。仮に、片面的自由に「特権」、両面的自由に「自由」の語をあてるとすれば、両者の違いは、

自由①	$PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$ または $PD_{ip} \wedge P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge \neg PD_i \neg p$ または $PD_{ip} \wedge \neg P(\neg D_{ip} \wedge \neg D_i \neg p) \wedge PD_i \neg p$
特権①	$PD_{ip}$

と表せる。このように、K-L の義務的基礎連言には、ある p に対して可能な両面的自由がすべて含まれることに注意したい。

次に、批判 2 に対して。これは特権を、自由と権利の組み合わせと理解する場合である。3.B. で 3 つの場合を区別したが、それぞれに対する解答は以下のとおり。

---

644) カンガーの(c)やリンダールの(d)' も両面的自由を表すが、これらは PD<sub>ip</sub> と矛盾する。

自由②	$PD_{ip}$
特権②	$PD_{ip} \wedge O \neg D_i \neg D_{ip}$ または $PD_{ip} \wedge OD_i D_{ip}$

特権②の前者は「じゃまをさせない」権利，後者は「助けてもらう」権利と組み合わせた場合である。

最後に批判3について。これは，義務が「不在である」と「不在にされた」の区別である。まずF説の枠内で，行動演算子の外部否定と内部否定とが区別できる。これを利用することで，以下がえられる<sup>645)</sup>。

自由③	$P \neg D_i \neg p$ （または， $P \neg D_{ip}$ ）
特権③	$PD_{ip}$ （または， $PD_i \neg p$ ）

このうち，前者はカンガーのいう「自由」と，後者は「権能」と同じである（5.C.の図19を参照）。両者の強弱の関係も，カンガーの場合と同じである（図20を参照）。加えて，DF<sub>3</sub>説はD説をもとにするため，さらに以下が区別できる。

自由④	$P \neg D_{ip}$ （ $\equiv \neg O \neg D_{ip}$ ）
特権④	$PD_{ip}$

このうち前者は、「法の欠缺」の場合に相当する。D説の発想をもとにすれば，明示的に  $PD_{ip}$  で示される特権④と， $O \neg D_{ip}$  の不存在から間接的に示唆される自由④とが区別される。両者の違いは， $\neg PD_{ip} \wedge \neg O \neg D_{ip}$  の場合を含むかどうかにある（自由④は含む）。言い換えれば，対応する義務（ $O \neg D_{ip}$ ）との関係では，自由④は相互排他かつ連結網羅なのに対し，特権④は相互排他だが連結網羅ではない。伝統的論理学では，前者

---

645) 前述したように（前掲注203）， $D_{ip} \supset \neg D_i \neg p$  なので，特権よりも自由のほうが許可される範囲が広い。

が矛盾対当，後者が反対対当に相当することを考えれば，ホーフエルドが義務と特権の関係を——「矛盾」ではなく——「反対」とした<sup>646)</sup>のはきわめて興味深い。この意味で DF<sub>3</sub> 説は，ホーフエルド自身の用語法に，より忠実とも言えるのではないだろうか。いずれにせよ，DF<sub>3</sub> 説ではこの2つを論理的に区別できるため，K-L と比較した場合，許可の強弱のバリエーションが，さらに1つ増えることになる。

以上の①～④のうち，④以外は——少なくとも公理系としては——F<sub>3</sub> 説でも可能であり，あえて DF<sub>3</sub> 説を用いる必要はない。しかし 3.D. で述べたように，私見によれば，D 説はホーフエルドの分析の再定式化にとってきわめて重要な意義をもつ。したがって DF<sub>3</sub> 説のように，自由④と特権④の区別を導入すれば，K-L の分析はさらに1歩前進するはずである。

DF<sub>3</sub> 説ではこのように，特権と自由の違いが，D 説と F 説の2方向から多層的に説明される。もし本稿の試みが成功すれば，批判1～批判3のような違和感は，最終的には，上記の①～④のいずれか（または，それらの組み合わせ）で説明できるはずである。そうすれば，義務と特権の関係について，ホーフエルドの分析では不十分だった点が解決することになる。以上が，批判1～批判3に対する，本稿の直接の応答である。

では，ホーフエルド解釈という限られた文脈を離れ，より広い視野に立つならば，本稿の考察は何を示しているのだろうか。たとえば，法と論理，あるいは法と言語の関係について，どのような主張をしているのか？ 十分な論証はできないが，本稿の考察の意図を示すために，私見を述べておきたい。私自身の仮説は，自然言語（法律用語を含む）における意味のあいまいさは，その背後にある論理の複雑さから来ている，というものである。自然言語の語彙は限られるため，論理的な可能性のうちのごく一部しかとらえられない。そこから，言語の恣意性が生じざるをえないのである。ではこの事態に対して，明晰な言語を手にするにはどうしたらいいの

---

646) 議論状況として，前掲注4を参照。

か？ 言うまでもないが、論理的に区別できる概念すべてに対して、自然言語で対応する用語を用意することなど到底不可能である（もしホーフエルトがそう考えていたとしたら、それは誤りである）。5.I.で私が示した結論が正しければ、自由空間には少なくとも495個の基本型がある（DF<sub>3</sub>説による。しかも同時に述べたように、実際にはさらに増える）。これと1対1で対応する自然言語を用意することなど、まったく非現実的である<sup>647</sup>。とすれば、日常言語を離れ、多少ともその背後にある論理を知っておくことは、法の明晰さを求める場合にはきわめて有益のはずである。

私見によれば、この論理観（あるいは言語観）は、法哲学に対してきわめて重要な示唆をしている。この点については6.C.で扱うが、その前に、DF<sub>3</sub>説やDF<sub>3</sub>'説に残された多くの課題——要するに、D説とF説のほぼすべての課題を引き継ぐ——のうち、ぜひともふれておくべきものがある。次の6.B.で、少なくとも論点の確認だけはしておきたい。

## B. 義務演算子の相対化

本稿での議論を進めるにあたり、義務演算子の相対化（または、インデックス化）が必要と思われる場面が何度かあった。たとえば、先の5.の議論を振り返ってみよう。まず5.B.では、ホーフエルトの分析を、相対化された義務演算子（ ${}_iO_j$  など）を用いて再構成した。しかし、続く5.C.以下では、その役目は行動演算子（これはF<sub>3</sub>説では、相対化された単項演算子である）に譲り、義務演算子そのものは相対化されていないものを使用した（その問題点について5.F.で述べた）。ここで考えるべきは、この措置で十分かどうか——つまり、行動演算子に加えて、義務演算子も相対化すべきではないか——という論点である。

本稿ではさまざまな体系を取り上げてきたが、そこでの義務演算子は、

---

647) 言い換えれば、現実の法的諸概念は、カンガーの言う単独型のこともあれば、原子型のことも、さらにはその組み合わせのこともありうる。この事態は不可避である上、それ自体としては、私は特に問題ないと思う。

(5.B.を唯一の例外として)すべて「絶対的」だったといえる。つまり、義務演算子のかかり先を特定人に限定するような言語仕様は、特に用意されていなかった。しかし自然言語では、相対化された義務演算子に相当する表現もしばしば登場する。たとえば、以下の2つの文を比べよう。

- (1) *i* is obligated to see to it that the window is open.
- (2) It is obligatory that *i* see to it that the window is open.

(1)では、義務者が*i*であることが明示されている(つまり、義務が*i*に関して相対化されている)。これに対し、(2)にはそのような制約はない。本稿の $F_3$ 説では、たとえば*p*を「the window is open」とすれば、(2)を $OD_{ip}$ と書ける。しかし、(1)はどうだろうか? ストレートには表せないことがわかるだろう。もし(1)と(2)が同義ならば、(2)と同様に(1)も $OD_{ip}$ となる。しかし、本当にそうだろうか? 以下の考察は、そうでないことを示唆している。

まず考えるべきは、(2)の義務者はいったい誰なのか、という点である。(2)が(1)と同義ならば、*i*となる。しかし実際には、必ずしもそうではない。なぜなら(2)は、不特定多数の人々に——あるいは文脈しだいだが、*i*以外の特定人に——義務を課す文ともとれるからである<sup>648)</sup>。とすれば、一般に $OD_{ip}$ という式だけでは、行為者(ここでは*i*)と義務者が同じかどうかわからないことになる。そして、まったく同様のことが権利者にもいえる。たとえば、先の(2)の義務に相関する権利者は誰なのか<sup>649)</sup>? や

---

648) ウリクトはこの点を強調する。ウリクトによれば、この用法は「教育に関する(educational)」文脈(たとえば、子どもの行動に対する親の義務など)でしばしば見られる。VON WRIGHT 1983, 206 (ただし「ought to」について)。もっとも、このことは(1)にも当てはまるかもしれない。Id. at 200 も参照(「ought to」の多義性を指摘)。

649) リンダールも、このことを示す例をあげている。Lindahl 1994, 896-98。ただし同所の例は、義務演算子の相対化にとどまらず、権利の識別基準である「被侵害(wronged)」基準が不可欠だと示すためのものである。この点についての判断は、本稿では留保したい。

はりさまざまな可能性が考えられる。これらの事情を考えれば、F説での OD<sub>i</sub>p のような式は、何らかの形で精緻化する必要があるように思われる。

この見解を受け入れるならば、解決策としては、大きく以下の3つが考えられる。(i) 義務演算子には手を加えず、あくまで行動演算子で処理する。(ii) 義務演算子を相対化し、行動演算子は除外する（使用しない）。(iii) 義務演算子を相対化し、かつ行動演算子も使う<sup>650</sup>。それぞれを順に概観しよう。

まず(i)説であるが、実は 4.G. で検討した stit 理論がこの立場である。そのポイントは、「補文制約テーゼ」<sup>651</sup> である。これは整式に関する制約の1つで、義務演算子の内容を、常に行動演算子を前置した式に限定するよう求める。つまり stit 理論では、Op や Pp のような式はそもそも整式ではない（D 演算子で示せば、OD<sub>i</sub>p, PD<sub>i</sub>p のようにする必要がある）<sup>652</sup>。ところで前述したように、F<sub>3</sub> 説の行動演算子は、常に行為者に関して相対化される<sup>653</sup>。stit 理論はこの点に着目し、行動演算子の主語が同時に義務演算子の主語でもあることを、まさに言語仕様として定めるのである<sup>654</sup>。つまり stit 理論によれば、OD<sub>i</sub>p の義務者は、常に i である。この処理の結果、先の(1)と(2)は定義上同値となる<sup>655</sup>。先に指摘した、(2)での行為者と義務者の不一致は生じない。もし両者が一致しないなら、そ

650) そして各説は、義務演算子と行動演算子のそれぞれについて、少なくとも、(a)主語のみを相対化するか、あるいは(b)主語と名宛人をともに相対化するか、のバリエーションが考えられる（つまり(i)と(ii)は2通り、(iii)は4通り）。

651) 前掲注316を参照。

652) その結果、義務演算子相互の関係が、標準体系とは異なるものになる。前掲注316を参照。

653) これは stit 理論では、「stit 行為主体性テーゼ」とよばれる。前掲注439を参照。

654) BELNAP ET AL. 2001, 12-13, 18.

655) さらには、同じく補文制約テーゼにより、

(1) i is obligated to open the window.

(2) It is obligatory that i open the window.

の2つも、先の(1)や(2)と同義となるだろう。この見解についての疑問を 4.F. で述べた。



れを行動演算子で明示せよ、ということになる (たとえば(2)で義務者が  $j$  ならば、 $OD_jD_i p$  のようにする)<sup>656)</sup>。

このように stit 理論では、義務演算子を相対化する語彙がなくても、実質的にそれと同じ効果がえられる点で興味深い。しかし、いくつかの疑問がある。第 1 に、最も意見が分かれそうなのは、補文制約テーゼを採用すべかどうかだろう。このテーゼを採用すれば、F 説とは正反対に、すべての義務演算子が行為者に関して相対化される。このため、たとえば、純粋に目標を規定するだけの「べき」(たとえば、「皆が幸せであるべきだ」)は扱えない<sup>657)</sup>。また第 2 に、先の行為者と義務者の不一致についてだが、私が 4.D. で示した意味論を前提にすれば、たとえば「 $j$  は  $D_i p$  である義務を負う」を、 $OD_j D_i p$ ——つまり、「 $j$  は  $D_i p$  をもたらす義務を負う」——と単純に同一視することはできないはずである<sup>658)</sup>。そして第 3 に、stit 理論では権利者のあいまいさが残る。たとえば、 $i$  が「 $D_i p$  である義

656) Makinson 1986, 419 の指摘による。

657) ハンバーストンのいう「状況的 (situational)」当為 (Humberstone 1971, 8-9) を念頭に置いている。またカスタンニエダも同様の区別をしている (その上で、考察対象を「Ought-to-do」——つまり、状況的当為以外——に限定する)。CASTAÑEDA 1975, 45-46, 207-08. (本稿の整理では、この類型は、義務演算子の内容が非 = 行為命題 (4.D. を参照) の場合に相当すると思われる。) 一般に、「すべき (ought to do)」と「であるべき (ought to be)」を区別し、後者を「状況的当為」と解した上で、前者よりも基底的と位置づける論者は多い。たとえば後年のウリクトは、「すべき」は「であるべき」を実現するための「実践的必要性 (practical necessity)」を示す——つまり、「であるべき」から、状況に応じて引き出される——と位置づけている。VON WRIGHT 1983, 152-55, 204-06; von Wright 1985, 274-75; von Wright 1997, 432-33. 「実践的必要性」の語は用いられていないが、以下も同旨である。von Wright 1973a, 46; von Wright 1981a, 410-11.

これに対して stit 理論では、この類型は、やはり  $OD_i p$  の形で表すか (その場合、 $i$  は誰だろうか?)、あるいはそもそも  $O$  の内容から除外されるかだろう。言い換えれば、stit 理論は補文制約テーゼにより、普遍的規範ではなく個別的規範を基底とする立場に立っている (その意味で、ホーフエルド自身の見解に近い)。どちらの扱いが妥当かについては、本稿では結論を留保したい。

658) 4.D. で述べたように、本稿が採用する意味論では、行動演算子の反復適用は (自分または他人に対する)「使役」を表す。本文中の 2 つの表現について言えば、後者は  $j$  の  $i$  に対する使役であるのに対して、前者はそうではない。

務」を  $j$  には負うが  $k$  には負わない場合、stit 理論では、単に  $OD_{ip} \wedge \neg OD_{ip}$ （つまり、矛盾）としか表せない。これでは不十分だろう。しかしいずれも大きな問題であり、本稿では論点の指摘のみにとどめたい。また、F 説や stit 理論の発展形として、行動演算子を 3 項演算子に拡張することも考えられる<sup>659</sup>。こうすれば、(i) 説でも義務者に加えて権利者も表現でき、先の難点の一部（主に第 3 の点）が解決する。しかし、この方向性の評価についても、本稿では留保したい。

次に、(ii) 説に移ろう。(ii) 説は義務論理においてしばしば主張されるが<sup>660</sup>、5.B. ではこの立場を用いて、ホーフエルトの見解を整理した。(ii) 説を用いれば、先の(2)での、義務者や権利者に関するあいまいさを除去できる。また(ii)説は、ホーフエルトの用例に忠実でもある。というのも、ホーフエルトによる義務の説明では、義務者や権利者は「行為」ではなく「義務」にかかっているからである<sup>661</sup>。両者の違いは、以下の(3)と(4)の違いである（ホーフエルトは(4)）。

(3) 「 $i$  が  $j$  に対して  $a$  する」義務を負う

(4)  $i$  が  $j$  に対して「 $a$  する義務」を負う

そして(ii)説ならば、(4)を、たとえば  ${}_iO_ja$  のように表せる。ただし(ii)説は、(i)説とは逆に、(3)を表現できない（仮に義務演算子について命題説を採用しても、「共通部分の不可視性」の問題<sup>662</sup>が残る）。また本稿の観点

659) この立場の論者として、たとえば以下を参照。Anderson 1962, 40; Anderson 1971, 30-32; Fitch 1967, 274 (Def. 7)。またカンガーもこの立場に近い（前掲注580を参照）。この立場は、たとえ(i)説をとらなくても、「共通部分の不可視性」の問題（前掲注88）を——完全にではないが——解決できるという利点をもつ。

660) Hansson 1970 がその代表である。

661) 2.D.の②を参照。なおカンガーの用例（Kanger & Kanger 1966, 86f を参照）も、表現は異なるが、この点では同旨である。

662) 前掲注88を参照。

からは、「 $\alpha$ をしない／非 $\alpha$ をする」の区別ができない点も問題である<sup>663)</sup>。よって、やはり行動論理の導入が必要だろう。

以上の考察は、(iii)説の必要性を示唆している。しかし、(i)説と(ii)説を組み合わせる場合、考えるべき点は多い。以下、2点だけ指摘したい。第1に、先の(1)のような表現では、義務演算子の内容が命題ではなく行為名((1)では、「to see to it ...」)になる。この自然言語の事情を、義務論理体系にも反映させるべきか？ つまり、義務演算子を相対化する場合、その内容を行為名に制限すべきか？ 無制限説が主流だが<sup>664)</sup>、ウリクトのように制限説もある<sup>665)</sup>。

第2に、これは(ii)説でも問題となる点だが、義務演算子の相対化は、普遍的規範と個別的規範の関係(4.E.で言及した)に影響する。私が特に気になるのは、以下の点である。たとえば、義務演算子が相対化された体系で、普遍的規範と個別的規範の関係をストレートに表せば、

$$(5) \quad {}_iO_jp \supset Op$$

$$(6) \quad Op \supset {}_iO_jp$$

のいずれかになるだろう((5)は個別的規範が、(6)は普遍的規範が根本<sup>666)</sup>)。しかし、本稿の標準体系のようにOとPの相互定義(D1)を認めると、(5)と(6)から、それぞれ以下が導かれる。

663) (ii)説に対する同様の指摘として、以下も参照。Lindahl 1994, 895.

664) そのような体系として、以下を参照。Lindahl 1994, 904f (カンガーの単独型として、5. C.の(4)に代えて  $\pm_iO_j \pm D_i \pm p$  を用いる体系を考察); Makinson 1986, 420f.

665) ウリクト(本稿の分類では、 $F_4$  説)は、相対化された義務演算子の内容を、「動詞句(verb-phrase)」としての行動演算子に限定している。VON WRIGHT 1983, 207. この点について、前掲注537も参照。

666) 言い換えれば、(5)での  $Op$  は「誰かにとって  $p$  が義務である」ことを示すにすぎない( $i$  と  $j$  以外の人については何も述べていない)。よって  ${}_iO_jp$  と  $Op$  は、ともに個別的規範だといえるだろう。それに対して、(6)での  $Op$  は「すべての人にとって  $p$  が義務である」ことを述べている。この意味で、同  $Op$  は、まさに普遍的規範を表している。

$$(5)' \quad Pp \supset iPp$$

$$(6)' \quad iPp \supset Pp$$

つまり、普遍と個別の関係が、OとPで逆になるのである。これは変ではないだろうか<sup>667)</sup>。OとPで、普遍と個別の関係を変えるべき理由は、私には見当たらない。この点を重視するならば、(iii)説においては、たとえばOとPの相互定義を拒絶する<sup>668)</sup>、あるいは普遍的規範と個別的規範の関係を(5)や(6)とは別の形で定義する<sup>669)</sup>、などの措置が必要と思われる。この問題は、最終的には、普遍的規範と個別的規範の関係をどう理解するかにかかっている。本格的な検討は、別の機会に譲らざるをえない。

### C. 法哲学への示唆——「ありうる法」の重要性

本稿での考察を終える前に、本稿のような試みがかもつ意義にもふれておきたい。本稿では、ホーフエルトの分析を精緻化する——あるいは、しうる——義務論理上の諸体系を、主として理論的意義の観点から検討した。しかしこの種の試みは、私見によれば、法哲学や法学一般に対しても重要な意義をもつ。このことは少々わかりづらいと思われるので、以下で多少とも論じておこう。

ここで問うべきは、以下である。——仮に、本稿の試みが成功したとしよう。つまり、さまざまな義務論理上の難点（その一端を本稿で示した）

667) Makinson 1986, 421 の指摘をもとにしている。ただしマキンソン自身は、この点はそれほど問題でないと考えている。

668) 本稿のD説や DF<sub>3</sub> 説などはこの方向性と合致する。

669) そのような試みの1つとして、4.E.の最後 ((1)の定式)を参照。また F<sub>4</sub>' 説のウリクトも、この方向性も検討している。まずウリクトは、普遍的規範には命題説の、個別的規範には行為名説の義務演算子が対応するとする。VON WRIGHT 1983, 204-06. (ただし、内容となる行動演算子は、読み方が変わるだけで同一のものを使用する。前掲注537を参照。) そして両者の関係を、「実践的必要性」、あるいは目的=手段の関係（つまり、単純な実質含意ではない）と理解する。Id. at 152-55. 実践的必要性については前掲注657も参照。

をすべて解決し、またさまざまな法律用語（本稿では、そのうち義務・特権・自由に焦点を当てた）の背後に隠れた、意味の微妙な違いを反映できる論理体系（以下、Sとする）が完成したとしよう<sup>670</sup>。これによって、われわれはどのような恩恵を受けるのか？

一言で言えば、われわれはそのとき、「法とは何か」を知るのである。なぜならば、ある時点で可能な事態の総体をAで表せば、SとAの組み合わせ（以下、SAとする）で表現できるすべて<sup>671</sup>が、われわれにとっての、その時点での法の可能性であり、また限界だからである。言い換えれば、SAが示すのは、「ある法」でも「あるべき法」でもなく、「ありうる法」の全体像である<sup>672</sup>。

もちろん、SAで「ありうる法」を完全に表すには、Sそのものが、特定の価値や理念——正義、自由・平等など——から、完全に中立でなければならぬ。人がSを定式化する動機はさまざまだろう（たとえば、リベラルな法制度を擁護するなど）。しかし、Sそのもの——つまり、Sの言語、公理、推論規則——に実体的価値を含めると、それによって表せるSAの範囲がそれだけ狭まる。その場合のSAは、法の可能性の——場合によっては重要な——一端を示すだろうが、決して「法そのもの」ではありえない（つまり、「あるべき法」かもしれないが、決して「ありうる法」のすべてではない）。幸いにも、論理学で確立された手法を用いれ

---

670) このようなSは、理論的には、以下の3段階のプロセスでえられる（以下では、われわれにとって、ある時点でSを最もよく表すと思われる体系をS'とする）。(i) S'を定義する。(ii) S'を現実の法の世界に当てはめて経験的にテストする。(iii) 何か問題があれば、S'の定義を変更して(i)に戻る。もし何も問題がなければ、S'はSと等しい。

しかし現実には、これは膨大な時間と労力を要する作業である。本稿で示したのは、このような試行錯誤のプロセスの一端である。たとえばパラドックスの発生は、上の3段階のうち(ii)で問題が見つかった場合に相当する。

671) これは本稿で言えば、5.F.の「自由空間」——これはある1つの事態pに対してのものだった——を、すべての可能な事態について考えることに相当する。

672) このように、私の理解では、「法とは何か」という問いへの答えは、既存の実定法の総和——つまり、「ある法」の総体——には還元されない。

ば、この価値中立性の条件を容易に満たすことができる。このことは、本稿で取り上げたどの体系（たとえば、2.B.や4.B）を見ても明らかである<sup>673</sup>）。

Sは、特定の法体系（Lとする）のもとで法律家が用いる自然言語をもとに作られた人工言語である。ここからわかるように、法律実務に携わる人々——つまり、Sを暗黙知として修得している人々——が、イージー・ケースを処理したり、既存の法律を部分的に改正したりする際に、改めてSの詳細を知る必要は必ずしもない<sup>674</sup>）。しかし、たとえ法哲学者でなくても、ときにはLの枠を超えて、より普遍的に法のありかたを考えるべきときはあるはずである。そのような場合、Sを明示しないかぎりは、法というものの全体像は決してわからない。言い換えれば、論理の助けを借りずに、「法とは何か」——つまり、「ある法」からも「あるべき法」からも区別された、「ありうる法」の総体——を知ることは決してできないのである。その意味で、「法とは何か」を解明しようとする者にとって、Sの定式化の研究——つまり、義務論理という学問分野そのもの——が、絶対に必要である。

われわれは「あるべき法」に至るためには、常に「ある法」から出発する。そして、意識するにせよしないにせよ、Lから抽出した「ありうる法」を経由せずに、「あるべき法」を手にすることはできない。しかしこのことは、Sが既存の法体系に束縛されることを意味しない。ひとたびSを明示すれば、Sは自らの論理により、既存の法律家共同体の枠から完全

673) 本稿で価値判断に言及したのは5.Fのみである。そこではF<sub>3</sub>説を用いて、ディケーの視点とエゴイストの視点を区別したが、F<sub>3</sub>説の言語そのものからは、このうちどちらをとるべきかの結論は出ない。それを決めるのは別の価値や理念——つまり、F<sub>3</sub>説からみれば外在的な要素——である。

674) この理解は、ホーフエルト自身の見解からやや離れる。ただし実務家も、立法時や法解釈時にSを用いれば、意味の明確化に加え、可能な事態を事前に検討するのに役立つだろう。また法曹養成や法学教育一般で、Sの明示により教育効果が上がる場合もあるだろう。私自身の意図として、前掲注21も参照。

に解き放たれる。そして、われわれに「ありうる法」の総体を——SA として——提示するのである (SA は L を含むが、L とは一致しない)。言い換えれば、われわれは常に「ある法」から出発せざるをえないが、論理の助けを借りさえすれば、決してそれに束縛されないのである (同時に、論理を使わないかぎり束縛は不可避である)。この意味で、論理はわれわれに、考えうるかぎり最大の法的想像力を与える<sup>675)</sup>。SA を知った上でのみ、われわれは、「あるべき法」——つまり、SA の中で最も望ましい法体系——を構想できるのである<sup>676)</sup>。

以上を理解すれば、実体的価値をめぐる論争についても、解決の方向性がえられる。実体的価値をめぐって激しく見解が対立する場合 (たとえば、リベラリズム対共同体論の論争など)、論争の当事者は、自分自身がコミットする価値を盲目的に主張するだけのことも多い。しかし、生産的な議論が成り立つためには、当事者が「法とは何か」の理解を共有している必要があるはずである。言い換えれば、「あるべき法」を論じる前に、まず「ありうる法」を論じなければならない。義務論理は、この目的にとって最適の手段である。実践理性や実践的推論の研究が一時脚光を浴びたためか、それとは区別された、**厳密な意味での論理** (これこそが本稿の対象である) が軽視される傾向にあると思われるので、この点はあえて強調しておきたい。

また、以上の考察から、法への懐疑論も正しく評価できる。懐疑論者はしばしば、既存の法体系——これは、SA のうちのほんの一部にすぎない

---

675) ウィトゲンシュタインによる、「私の言語の限界が私の世界の限界を意味する」(5・6)、「世界の限界は論理の限界でもある」(5・61) という一節が想起される。ウィトゲンシュタイン 2003, 114-15 (強調削除)。

676) もちろん、たとえ構想できても、それが既存の法制度において正当化可能かどうかは、まったく別話である。そこでは個別事例に即した解釈論・立法論が必要となる。SA の定式化は、そのような作業に取って代わるものではない。しかし、そもそも構想できなければ、このような作業をはじめることすらできないのである。SA の明示化が重要なのは、まさにこのためである。

——を取り上げ、法原理間の矛盾の存在や、法原理の背後にあるイデオロギー性を暴露し、法への不信を表明する。しかしこのやり方では、決して、法の論理（S）そのものへの批判とはなりえない。もしSそのもの——よって、SAを法の基礎にすえるアプローチそのもの——の限界を示したいならば、SAから導ける**すべての**法体系に致命的な欠陥があることを、まさに**論理的に**（つまり、Sそのものの言語・公理・推論規則により）示す必要がある。これができなければ、その立場は**根源的な**懐疑論ではない。法とその基礎にある論理への信頼は、まったく損なわれないのである。かつての批判法学による懐疑論は、その意味で——主張者の標榜に反し——「根源的」ではなかった。もしこの見解に現代的意義があるならば、義務論理による精緻化が不可欠である<sup>677)</sup>。

同時に、体系が複雑すぎて実用的でないという批判へも、適切に応答できる。歴史的に、ホーフエルトの分析ですら、しばしば複雑すぎると批判されてきた。カンガー、リンダール、そしてサーガット（5.H.で言及した）や私の試論（5.I.）についてはなおさらだろう。しかし先に述べたように、これらの研究の意義は、第一義的には理論面——法哲学の分野で言えば、法概念論——にある。この場合、Sは、法の論理を忠実に再現していなければならない。もちろん、Sはできるかぎりシンプルに定式化すべきだが、しかし現実の法の論理が複雑ならば、それをそのまま反映させるしかない（逆に、現実をSに合わせようとするのは、論理の魅力に取り付かれた者がしばしば犯す誤りである）。また他方で、副次的な実用面に関して言えば、私は何も、法律の実務家が、日常的に複雑な体系を使えなどとは言っていない。法律家は、語句の意味を完全に明確にすべき場合を除き、Sを暗黙知として体得していれば十分である。また、語句の明確化が必要な場合でも、上記のうちどの体系を用いるべきかは、分析の目的により変わりうる。というのも5.での各体系は、いずれも、それ以前の体系を

---

677) 三本 2010 は、この問題意識で書かれている。



細分化したものである。この細分化の関係を→で表せば、次のようになる（左端の「通常理解」とは、さまざまな法的概念を大きく権利と義務の2つに分類する立場をさす）。

通常理解 → ホーフエルド → カンガー →  
リンダール → サーガット、三本

したがって、特に細分化の必要がない場面では、それより左にある体系を使えばいい<sup>678)</sup>。左に行けば行くほど、分類が荒くはなるが、しかし直観的に理解しやすくなる。この意味で、ホーフエルド自身の分析の意味も、まだ決して失われてはいないのである。

もちろん、本稿のような試みの意義を十分に示すには、具体的な事例を扱うのが最良の方法である。本稿で示した体系について言えば、それはやはり、自由と特権の意味の違いが焦点となった場合だろう。しかしそのような分析は、別の機会に行うべき課題としたい。

#### D. 結語

本稿では、ホーフエルドが示した8つの根本的法的諸概念のうち、義務と特権（自由）を取り上げ、ホーフエルド自身の分析をさらに発展させる方向性を考察した。私の基本主張は、ホーフエルドの分析と義務論理・行動論理との接合が、可能かつ有益だという点にある。本稿の検討を通じて、この主張が多少とも示せたものと期待したい。また義務論理や行動論理に関しては、特にウリクトによる諸体系に注目した。本稿で取り上げた

---

678) 一般的に言って、論理的に先行する体系が、実際上も使いやすいという保証はない。矢印の右側の体系では、左側の体系で可能な区別はすべてできる上に、左側では不可能な区別もできる（たとえば、5.での図24～26、図30の4つを比較せよ）。この意味で、前者は後者よりも論理的に先行する。しかし、もし右側でのみ可能な区別が不要ならば、右側は無駄に細分化していることになる。その場合には、いわば近似値——あるいは下位互換——として、左側を使えばいいのである。

体系の中にはすでに古典に属するものもあるが、しかしこれらをホーフエルトの分析との関係で論じたものはなかったと思う。各論点の分析や、私自身の代替案（5.I., 6.A.）に不十分な点は多いが、今後、さらに検討を重ねたい。

また、ホーフエルトの分析を義務論理や行動論理を接合する場合、当然ながら、ホーフエルトの8概念のうち、義務と特権（自由）以外の6概念も無視できない。本稿の検討対象は、ホーフエルトの分析のうち、ごく一部に限られるのである。残る6概念や、各概念の相互関係をどう理解するかで、基礎となる義務論理体系が大きく変わる。これらの点については、別の機会に詳しく論じたい。

## 文献

※本稿で直接参照した文献のみを記す。

※原著とその邦訳の双方を参照した場合、原著の出典の後に、[訳～]の形式で邦訳の頁数を併記した。ただしその場合でも、本稿で用いる訳語は、特に断りなく適宜変更した。

- Alchourrón, Carlos E. 1969, *Logic of Norms and Logic of Normative Propositions*, 12 LOGIQUE ET ANALYSE 242 (1969)
- 1972, *The Intuitive Background of Normative Legal Discourse and Its Formalization*, 1 J. PHIL. LOG. 447 (1972)
- 1993, *Philosophical Foundations of Deontic Logic and the Logic of Defeasible Conditionals*, in Meyer & Wieringa eds. 1993, 43
- ALCHOURRÓN, CARLOS E. & BULYGIN, EUGENIO 1971, NORMATIVE SYSTEMS (1971)
- 1981, *The Expressive Conception of Norms*, in Hilpinen ed. 1981b, 95
- 1984, *Permission and Permissive Norms*, in THEORIE DER NORMEN 349 (Werner Krawietz et al. eds., 1984)
- 1988, *Perils of Level Confusion in Normative Discourse: A Reply to K. Opalek and J. Woleński*, 19 RECHTSTHEORIE 230 (1988)
- 1989, *Von Wright on Deontic Logic and the Philosophy of Law*, in Schilpp & Hahn eds. 1989, 665

- 1993, *On the Logic of Normative Systems*, in 4 **PRAGMATIK** 273 (Herbert Stachowiak ed., 1993)
- Alchourrón, Carlos E. & Makinson, David 1981, *Hierarchies of Regulations and Their Logic*, in Hilpinen ed. 1981b, 125
- 1982, *On the Logic of Theory Change : Partial Meet Contraction Functions and Their Associated Revision Functions*, 48 **THEORIA** 14 (1982)
- Alchourrón, Carlos E. et al. 1985, *On the Logic of Theory Change : Partial Meet Contraction and Revision Functions*, 50 **J. SYMBOLIC LOGIC** 510 (1985)
- Anderson, Alan Ross 1958, *A Reduction of Deontic Logic to Alethic Modal Logic*, 67 **MIND** 100 (1958)
- 1962, *Logic, Norms, and Roles*, 4 **RATIO** 36 (1962)
- 1966, *The Formal Analysis of Normative Systems*, in Rescher ed. 1966, 147 (初出は1956)
- 1971, *The Logic of Hohfeldian Propositions*, 33 **U. PITT. L. REV.** 29 (1971) (初出は 12 **LOGIQUE ET ANALYSE** 231 (1970))
- Anderson, Alan Ross & Moore, Omar Khayyam 1957, *The Formal Analysis of Normative Concepts*, 22 **AM. SOC. REV.** 9 (1957)
- AUSTIN, JOHN 1996, 1 **LECTURES ON JURISPRUDENCE** (Robert Campbell ed., 4th ed. 1996) (初出は1879)
- Austin, J.L. 1970, *Is and Cans*, in Brand ed. 1970, 161 (初出は1956)
- BELNAP, NUEL ET AL. 2001, **FACING THE FUTURE** (2001)
- Berg, Jan 1989, *Von Wright on Deontic Logic*, in Schilpp & Hahn eds. 1989, 647
- Brand, Myles ed. 1970, **THE NATURE OF HUMAN ACTION** (1970)
- CASTAÑEDA, HECTOR-NERI 1975, **THINKING AND DOING** (1975)
- 1982, *The Logical Structure of Legal Systems : A New Perspective*, in Martino ed. 1982, 21
- 1985, *Aspectual Actions and Davidson's Theory of Events*, in **ACTIONS AND EVENTS** 294 (Ernest LePore & Brian P. McLaughlin eds., 1985)
- CHELLAS, BRIAN F., **MODAL LOGIC** (1980)
- 1992, *Time and Modality in the Logic of Agency*, 51 **STUDIA LOGICA** 485 (1992)
- 1995, *On Bringing It About*, 24 **J. PHIL. LOG.** 563 (1995)
- Chisholm, Roderick 1964, *The Descriptive Element in the Concept of Action*, 61 **J.**

- PHIL. 613 (1964)
- 1966, *Freedom and Action*, in FREEDOM AND DETERMINISM 11 (Keith Lehrer ed., 1966)
- 1969, *Some Puzzles About Agency*, in THE LOGICAL WAY OF DOING THINGS 199 (Karel Lambert ed., 1969)
- 1971, *Reflections on Human Agency*, 1 IDEALISTIC STUDIES 33 (1971)
- Davidson, Donald 1966, *The Logical Form of Action Sentences*, in Rescher ed. 1966, 81
- Fitch, Frederic B. 1963, *A Logical Analysis of Some Value Concepts*, 28 J. SYMBOLIC LOGIC 135 (1963)
- 1967, *A Revision of Hohfeld's Theory of Legal Concepts*, 10 LOGIQUE ET ANALYSE 269 (1967)
- Føllesdal, Dagfinn & Hilpinen, Risto 1981, *Deontic Logic: An Introduction*, in Hilpinen ed. 1981a, 1
- Hansson, Bengt 1970, *Deontic Logic and Different Levels of Generality*, 36 THEORIA 241 (1970)
- 1981, *An Analysis of Some Deontic Logics*, in Hilpinen ed. 1981a, 121
- Hilpinen, Risto 1969, *An Analysis of Relativised Modalities*, in PHILOSOPHICAL LOGIC 181 (J. W. Davis et al. eds., 1969)
- 1973, *On the Semantics of Personal Directives*, 35 AJATUS 140 (1973)
- 1982, *Disjunctive Permissions and Conditionals with Disjunctive Antecedents*, 35 ACTA PHILOSOPHICA FENNICA 175 (1982)
- 1993a, *On Deontic Logic, Pragmatics and Modality*, in 4 PRAGMATIK 295 (Herbert Stachowiak ed., 1993)
- 1993b, *Actions in Deontic Logic*, in Meyer & Wieringa eds. 1993, 85
- 1997a, *On Action and Agency*, in LOGIC, ACTION AND COGNITION 3 (Eva Ejerhed & Sten Lindström eds., 1997)
- 1997b, *On States, Actions, Omissions and Norms*, in INDIVIDUAL ACTION 83 (Ghita Holmström-Hintikka & Raimo Tuomela eds., 1997)
- Hilpinen, Risto ed. 1981a, DEONTIC LOGIC (2d prt. 1981) (初出は1971)
- 1981b, NEW STUDIES IN DEONTIC LOGIC (1981)
- Hintikka, Jaakko 1981, *Some Main Problems of Deontic Logic*, in Hilpinen ed. 1981a,

- Hohfeld, Wesley Newcomb 1909, *Nature of Stockholders' Individual Liability for Corporation Debts*, 9 COLUM. L. REV. 285 (1909)
- 1913a, *The Need of Remedial Legislation in the California Law of Trusts and Perpetuities*, 1 CAL. L. REV. 305 (1913)
- 1913b, *The Relations Between Equity and Law*, 11 MICH. L. REV. 537 (1913)
- 1913c, *Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning* (1), 23 YALE L.J. 16 (1913)
- 1917a, *Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning* (2), 26 YALE L.J. 710 (1917)
- 1917b, *Supplemental Note on the Conflict of Equity and Law*, 26 YALE L.J. 767 (1917)
- 1917c, *Faulty Analysis in Easement and License Cases*, 27 YALE L.J. 66 (1917)
- 1964, FUNDAMENTAL LEGAL CONCEPTIONS (Walter Wheeler Cook ed., 3d prtg. 1964) (初出は1919。Hohfeld 1913cとHohfeld 1917aを所収)
- 2001, FUNDAMENTAL LEGAL CONCEPTIONS (David Campbell & Philip Thomas eds., 2001) (同上)
- HORTY, JOHN F. 2001, AGENCY AND DEONTIC LOGIC (2001)
- Horty, John F. & Belnap, Nuel 1995, *The Deliberative Stit: A Study of Action, Omission, Ability, and Obligation*, 24 J. PHIL. LOG. 583 (1995)
- HUGHES, G. E. & CRESSWELL, M. J. 1996, A NEW INTRODUCTION TO MODAL LOGIC (1996)
- Humberstone, I. L., *Two Sorts of 'Ought's*, 32 ANALYSIS 8 (1971)
- Jones, Andrew J. I. & Sergot, Marek 1992, *Formal Specification of Security Requirements Using the Theory of Normative Positions*, in COMPUTER SECURITY 103 (Yves Deswarte et al. eds., 1992)
- Kanger, Stig 1972, *Law and Logic*, 38 THEORIA 105 (1972)
- 1981, *New Foundations for Ethical Theory*, in Hilpinen ed. 1981a, 36 (初出は1957)
- Kanger, Stig & Kanger, Helle 1966, *Rights and Parliamentarism*, 32 THEORIA 85 (1966)
- KENNY, ANTHONY 2003, ACTION, EMOTION AND WILL (2d ed. 2003)

- Kocourek, Albert 1920, *The Hohfeld System of Fundamental Legal Concepts*, 15 ILL. L. REV. 24 (1920)
- 1922, *Non-Legal-Content Relations*, 4 ILL. L.Q. 233 (1922)
- 1923, *Non-Legal-Content Relations Recombated*, 5 ILL. L.Q. 150 (1923)
- Kramer, Matthew H. 1998, *Rights Without Trimmings*, in KRAMER ET AL. 1998, 7
- Kramer, Matthew H. ed. 2001, *RIGHTS, WRONGS AND RESPONSIBILITIES* (2001)
- KRAMER, MATTHEW H. ET AL. 1998, *A DEBATE OVER RIGHTS* (1998)
- LINDAHL, LARS, *POSITION AND CHANGE* (1977)
- 1994, *Stig Kanger's Theory of Rights*, in 9 LOGIC, METHODOLOGY AND PHILOSOPHY OF SCIENCE 889 (Dag Prawitz et al. eds., 1994)
- 2006, *Hohfeld Relations and Spielraum for Action*, 26 ANÁLISIS FILOSÓFICO 325 (2006)
- Makinson, David 1986, *On the Formal Representation of Rights Relations : Remarks on the Work of Stig Kanger and Lars Lindahl*, 15 J. PHIL. LOG. 403 (1986)
- 1999, *On a Fundamental Problem of Deontic Logic*, in *NORMS, LOGICS AND INFORMATION SYSTEMS* 29 (Paul McNamara & Henry Prakken eds., 1999)
- Martino, Antonio A. ed., 1982, *DEONTIC LOGIC, COMPUTATIONAL LINGUISTICS AND LEGAL INFORMATION SYSTEMS* (1982)
- Meyer, John-Jules Ch. & Wieringa, Roel J. eds. 1993, *DEONTIC LOGIC IN COMPUTER SCIENCE* (1993)
- Mullock, Philip 1971, *The Hohfeldian Jural Opposite*, 13 RATIO 158 (1971)
- 1974, *The Permissiveness of Powers*, 16 RATIO 76 (1974)
- 1975, *The Stone-Tammelo Deontic Logic*, 18 LOGIQUE ET ANALYSE 65 (1975)
- Nute, Donald 1985, *Permission*, 14 J. PHIL. LOG. 169 (1985)
- Opalek, Kazimierz & Woleński, Jan 1973, *On Weak and Strong Permissions*, 4 RECHTSTHEORIE 169 (1973)
- 1986, *On Weak and Strong Permissions Once More*, 17 RECHTSTHEORIE 83 (1986)
- 1991, *Normative Systems, Permission and Deontic Logic*, 4 RATIO JURIS 334 (1991)
- PÖRN, INGMAR 1970, *THE LOGIC OF POWER* (1970)
- 1974, *Some Basic Concepts of Action*, in *LOGICAL THEORY AND SEMANTIC*

- ANALYSIS 93 (Sören Stenlund ed., 1974)
- PRIOR, A. N. 1962, FORMAL LOGIC (2d ed. 1962)
- Rescher, Nicholas ed. 1966, THE LOGIC OF DECISION AND ACTION (1966)
- Ross, Alf 1944, *Imperatives and Logic*, 11 PHILOSOPHY OF SCIENCE 30 (1944) (初出は  
Alf Ross, *Imperatives and Logic*, 7 THEORIA 53 (1941))
- 1958, ON LAW AND JUSTICE (1958)
- 1968, DIRECTIVES AND NORMS (1968)
- Schilpp, Paul Arthur & Hahn, Lewis Edwin eds. 1989, THE PHILOSOPHY OF GEORG  
HENRIK VON WRIGHT (1989)
- Segerberg, Krister 1980, *Applying Modal Logic*, 39 STUDIA LOGICA 275 (1980)
- 1985, *Routines*, 65 SYNTHESE 185 (1985)
- 1989, *Bringing It About*, 18 J. PHIL. LOG. 327 (1989)
- 1992a, *Getting Started: Beginnings in the Logic of Action*, 51 STUDIA LOGICA  
347 (1992)
- 1992b, *Action Incompleteness*, 51 STUDIA LOGICA 533 (1992)
- Sergot, Marek 2001, *A Computational Theory of Normative Positions*, 2 ACM  
TRANSACTIONS ON COMPUTATIONAL LOGIC 581 (2001)
- Singer, Joseph William 1982, *The Legal Rights Debate in Analytical Jurisprudence  
from Bentham to Hohfeld*, 1982 WIS. L. REV. 975 (1982)
- Smiley, Timothy 1963, *Relative Necessity*, 28 J. SYMBOLIC LOGIC 113 (1963)
- Stenius, Erik 1982, *Ross' Paradox and Well-formed Codices*, 48 THEORIA 49 (1982)
- SUMNER, L.W. 1987, THE MORAL FOUNDATION OF RIGHTS (1987)
- Talja, Jari 1985, *On the Logic of Omissions*, 65 SYNTHESE 235 (1985)
- THOMSON, JUDITH JARVIS 1977, ACTS AND OTHER EVENTS (1977)
- 1990, THE REALM OF RIGHTS (1990)
- Walton, Douglas N. 1975, *Modal Logic and Agency*, 18 LOGIQUE ET ANALYSE 103  
(1975)
- 1976, *Logical Form and Agency*, 29 PHILOSOPHICAL STUDIES 75 (1976)
- 1979, *Critical Study: Action Theory*, 8 PHILOSOPHIA 719 (1979)
- 1980a, *Omitting, Refraining and Letting Happen*, 17 AM. PHIL. Q. 319 (1980)
- 1980b, *On the Logical Form of Some Commonplace Action Expressions*, 10  
GRAZER PHILOSOPHISCHE STUDIEN 141 (1980)

- WELLMAN, CARL 1985, *A THEORY OF RIGHTS* (1985)
- Williams, Glanville 1956, *The Concept of Legal Liberty*, 56 COLUM. L. REV. 1129 (1956)
- von Wright, Georg Henrik 1951a, *Deontic Logic*, 60 MIND 1 (1951)
- 1951b, *AN ESSAY IN MODAL LOGIC* (1951)
- 1959, *On the Logic of Negation*, 22 SOCIETAS SCIENTIARUM FENNICA: COMMENTATIONES PHYSICO-MATHEMATICAE 3 (1959)
- 1963, *NORM AND ACTION* (1963) (G. H. VON ウリクト／稲田静樹訳『規範と行動の論理学』（東海大学出版会，2000年））
- 1965, “*And Next*”, in 18 ACTA PHILOSOPHICA FENNICA 293 (1965)
- 1967, *Deontic Logics*, 4 AM. PHIL. Q. 136 (1967)
- 1968, *AN ESSAY IN DEONTIC LOGIC AND THE GENERAL THEORY OF ACTION* (1968)
- 1973a, *Deontic Logic Revisited*, 4 RECHTSTHEORIE 37 (1973)
- 1973b, *Remarks on the Logic of Predication*, 35 AJATUS 158 (1973)
- 1981a, *Problems and Prospects of Deontic Logic: A Survey*, in MODERN LOGIC - A SURVEY 399 (Evandro Agazzi ed., 1981)
- 1981b, *A New System of Deontic Logic*, in Hilpinen ed. 1981a, 105
- 1981c, *Deontic Logic and the Theory of Conditions*, in Hilpinen ed. 1981a, 159
- 1981d, *On the Logic of Norms and Actions*, in Hilpinen ed. 1981b, 3 (VON WRIGHT 1983 にも所収)
- 1982, *Norms, Truth and Logic*, in Martino ed. 1982, 3 (VON WRIGHT 1983 にも所収)
- 1983, *PRACTICAL REASON* (1983)
- 1985, *Is and Ought*, in MAN, LAW AND MODERN FORMS OF LIFE 263 (Eugenio Bulygin et al. eds., 1985)
- 1989a, *Intellectual Autobiography of Georg Henrik von Wright*, in Schilpp & Hahn eds. 1989, 3
- 1989b, *A Reply to my Critics*, in Schilpp & Hahn eds. 1989, 731
- 1991, *Is There a Logic of Norms?*, 4 RATIO JURIS 265 (1991)
- 1997, *Ought to be - Ought to do*, in NORMATIVE SYSTEMS IN LEGAL AND MORAL THEORY 427 (Ernesto Garzón Valdés et al. eds., 1997)
- 2000, *On Norms and Norm-Propositions: A Sketch*, in THE REASONABLE AS



RATIONAL ? 173 (Werner Krawietz et al. eds., 2000)

ÅQVIST, LENNART 1987, INTRODUCTION TO DEONTIC LOGIC AND THE THEORY OF  
NORMATIVE SYSTEMS (1987)

青井秀夫 2007, 『法理学概説』(有斐閣, 2007年)

安藤馨 2007, 『統治と功利』(勁草書房, 2007年)

井上達夫 1986, 『共生の作法』(創文社, 1986年)

ウイトゲンシュタイン 2003, 野矢茂樹訳『論理哲学論考』(岩波書店, 2003年)

亀本洋 2010, 「ホーフエルド図式の意味と意義」法学論叢166巻6号(2010年)

高柳賢三 1948, 『米英の法律思潮』(海口書店, 1948年)

田畑博敏 1998a, 「フォン・ウリクトの義務論理に基づく行為の論理分析」鳥取大  
学教育学部研究報告(人文社会科学)49巻1号(1998年)

—— 1998b, 「義務論理体系と真理様相論理体系の関連」鳥取大学教育学部研究報  
告(人文社会科学)49巻1号(1998年)

徳永賢治 1982, 「規範と真偽に関する一考察」日本法哲学会編『法哲学年報1981』  
(有斐閣, 1982年)

戸田山和久 2000, 『論理学をつくる』(名古屋大学出版会, 2000年)

永野文一 1982, 「義務論理学について」哲学(広島哲学会)34号(1982年)

野矢茂樹 1994, 『論理学』(東京大学出版会, 1994年)

服部裕幸 1977, 「行為文の論理形式について」哲学(日本哲学会)27号(1977年)

—— 1985, 「義務論理はいかに評価されるべきか」科学基礎論研究17巻2号  
(1985年)

ハート, H・L・A 1987, 小林公ほか訳『権利・功利・自由』(木鐸社, 1987年)

—— 1990, 「矢崎光圀ほか訳『法学・哲学論集』(みすず書房, 1990年)

三本卓也 2007, 「ホーフエルドと義務論理」日本法哲学会編『法哲学年報2006』  
(有斐閣, 2007年)

—— 2010, 「批判法学によるホーフエルド解釈」仲正昌樹編『叢書アレティア11』  
(御茶の水書房, 2010年)

森村進 1989, 『権利と人格』(創文社, 1989年)

守屋正通 1971, 「法の論理学」八木鉄男編『現代の法哲学理論』(世界思想社,  
1971年)

山下正男 1989, 「義務論理学史素描」人文学報(京都大学人文科学研究所)64号  
(1989年)

正誤

	誤		正
(335号64(64)頁注4)	先の(1)	→	本文で後述する(1)
(348号69(777)頁注413)	Chellas 1993	→	Chellas 1995